

名古屋市公報	令和 3年 3月24日 第95号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局法制課長

目次	ページ
条 例	
○ 名古屋市緑化センター条例の一部を改正する条例	
(緑土・総務課) (第2号)	6
○ 道路構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例	
(緑土・総務課) (第3号)	7
○ 名古屋市新型コロナウイルス感染症対策事業基金条例の一部を改正する条例	
(財政・資金課) (第4号)	9
○ 名古屋市旅館業法施行条例及び名古屋市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例	
(健福・総務課) (第5号)	10
○ 名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例	
(健福・総務課) (第6号)	12
○ 名古屋市福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正する条例	
(健福・総務課) (第7号)	13
○ 名古屋市消防団条例の一部を改正する条例	
(消防・総務課) (第8号)	14
○ 火災予防条例の一部を改正する条例	
(消防・総務課) (第9号)	16
規 則	
○ 名古屋市開発行為の許可等に関する規則の一部を改正する規則	
(住都・総務課) (第14号)	19
告 示	
○ 身体障害者福祉法による医師の指定辞退	(健福・障害企画課) (第153号) 20
○ 身体障害者福祉法による医師の指定	(健福・障害企画課) (第154号) 22
○ 名古屋農業振興地域整備計画の変更案について	
(緑土・都市農業課) (第155号)	28
○ 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	
(財政・固定資産税課) (第156号)	30
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	
(環境・地域環境対策課) (第157号)	31
○ 名古屋都市計画道路事業の変更認可に伴う関係図書の縦覧	
(住都・街路計画課) (第158号)	32
○ 指定居宅サービス事業者等の指定	(健福・介護保険課) (第159号) 33
○ 市議会の議決を経た予算の要領	(財政・財政課) (第160号) 34
○ 有料公園施設の供用月日の変更について	(緑土・緑地管理課) (第161号) 66

○ 名古屋市青少年交流プラザ（分館を除く。）の休館について （子青・青少年家庭課）（第162号）	67
人 事 委 員 会 規 則	
○ 職務に専念する義務の免除基準に関する規則等の一部を改正 する規則（第3号）	68
人 事 委 員 会 達	
○ 名古屋市人事委員会情報あんしん条例施行規程の一部改正（第1号）	70
上 下 水 道 局 告 示	
○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始（第2号）	72
上 下 水 道 局 管 理 規 程	
○ 名古屋市上下水道局配水管施工士規程の一部改正（第3号）	87
公 告	
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告（経済・地域商業課）	90
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告（経済・地域商業課）	95
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告 （上下水・営業課）	97
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告 （上下水・営業課）	98
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告 （上下水・営業課）	99
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告 （上下水・営業課）	100
○ 農業委員会総会の開催公告（農業委員会）	101
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告（経済・地域商業課）	102
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告（経済・地域商業課）	104
雑 報	
○ 職員の懲戒処分（消防・職員課）	114
○ 職員の懲戒処分（消防・職員課）	115
○ 職員の懲戒処分（消防・職員課）	116
正 誤	
○ 平成12年 4月 5日付け名古屋市公報第 405号中の訂正につい て	117

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋市緑化センター条例の一部を改正する条例（第 2号）

1 改正内容

緑化センターにおいて、必要があると認めるときは、当該施設の設置状況等に鑑み、選定基準を満たす者のうちから指定管理者を選定することができるように、規定の整備を行います。（第 8条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 道路構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例（第 3号）

1 改正内容

- (1) 自転車通行帯の規定を新設します。（第 4条、第 6条、第 8条の 2、第11条、第12条、第32条及び第42条関係）
- (2) 自転車道の設置要件を追加します。（第10条及び第41条関係）
- (3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第12条関係）

2 施行期日等

- (1) 令和 3年 4月 1日から施行します。
- (2) この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第 3種又は第 4種の道路については、この条例による改正後の道路構造の技術的基準を定める条例第 8条の 2並びに第10条第 1項及び第 2項の規定にかかわらず、なお従前の例によることとします。

○ 名古屋市新型コロナウイルス感染症対策事業基金条例の一部を改正する条例（第 4号）

1 改正内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）等の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第 1条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

- 名古屋市旅館業法施行条例及び名古屋市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例（第 5号）

- 1 改正内容

- 旅館の施設等の衛生措置の基準について、規定の整備を行います。

- 2 施行期日

- 令和 3年 7月 1日から施行します。

- 名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例（第 6号）

- 1 改正内容

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）等の一部改正に伴い、規定を整備します。（附則第29条関係）

- 2 施行期日

- 公布の日から施行します。

- 名古屋市福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正する条例（第 7号）

- 1 改正内容

- 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 2条関係）

- 2 施行期日

- 公布の日から施行します。

- 名古屋市消防団条例の一部を改正する条例（第 8号）

- 1 改正内容

- 名古屋市立上志段味小学校の新設に伴い、規定の整理を行います。（別表関係）

- 2 施行期日

- 令和 3年 4月 1日から施行します。

○ 火災予防条例の一部を改正する条例（第 9号）

1 改正内容

- (1) 急速充電設備の位置、構造及び管理の基準について、必要な事項を定めます。（第14条の 2関係）
- (2) その他規定の整備を行います。（第68条関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市開発行為の許可等に関する規則の一部を改正する規則（第14号）

1 改正内容

- (1) 公共施設管理者同意書について、押印を廃止します。（第 5号様式関係）
- (2) その他規定の整理を行います。（第 5号様式関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

名古屋市緑化センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 17 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 2 号

名古屋市緑化センター条例の一部を改正する条例

名古屋市緑化センター条例（昭和55年名古屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、市長は、必要があると認めるときは、センターの設置の状況等に鑑み、第 3 項各号に掲げる選定基準を満たす者のうちから指定しようとするものを選定することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

道路構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 17 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 3 号

道路構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

道路構造の技術的基準を定める条例（平成24年名古屋市条例第 105 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第 5 項中「の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第 6 条第 2 項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（自転車通行帯）

第 8 条の 2 自動車及び自転車の交通量が多い第 3 種又は第 4 種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第 3 種若しくは第 4 種の道路又は自動車及び歩行者

の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第10条第1項中「又は第4種の道路」を「（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路（」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（」に改める。

第11条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第12条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加え、同条第3項ただし書中「第2条第9号」を「第2条第10号」に改める。

第32条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第41条中「第8条第1項」の次に「、第10条第1項及び第2項」を加える。

第42条中「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加える。

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の道路については、この条例による改正後の道路構造の技術的基準を定める条例第8条の2並びに第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

名古屋市新型コロナウイルス感染症対策事業基金条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和 3 年 3 月 17 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 4 号

名古屋市新型コロナウイルス感染症対策事業基金条例の一部を改
正する条例

名古屋市新型コロナウイルス感染症対策事業基金条例（令和 2 年名古屋市条
例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附
則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベ
ータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から
世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたも
のに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市旅館業法施行条例及び名古屋市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3年 3月17日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 5号

名古屋市旅館業法施行条例及び名古屋市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

(名古屋市旅館業法施行条例の一部改正)

第 1条 名古屋市旅館業法施行条例（平成15年名古屋市条例第 5号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 8号中「0.2ミリグラム」を「0.4ミリグラム」に改める。

(名古屋市公衆浴場法施行条例の一部改正)

第 2条 名古屋市公衆浴場法施行条例（平成24年名古屋市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 4号ア中「、過マンガン酸カリウム消費量」を「超えず、かつ、有機物（全有機炭素（TOC）の量をいう。）は 1リットルにつき 8ミリグラムを超えないか、又は過マンガン酸カリウム消費量」に改め、同条第 6号中「0.2ミリグラム」を「0.4ミリグラム」に改める。

附 則

この条例は、令和 3年 7月 1日から施行する。

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3年 3月17日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 6号

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）の一部を次のように改正する。

附則第29条第 1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第 1条の 2第 1項に規定する」を削り、「以下「新型コロナウイルス感染症」という」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2年 1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3年 3月17日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 7号

名古屋市福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正する条例

名古屋市福祉有償運送運営協議会条例（平成27年名古屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 2条中「第49条第 3号」を「第49条第 2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3年 3月17日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 8号

名古屋市消防団条例の一部を改正する条例

名古屋市消防団条例（昭和38年名古屋市条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表 1基本消防団の表中

「				
名古屋市志段 味東消防団	名古屋市立志段味東小学校の通学区域一円		25人	を
」				
「				
名古屋市志段 味東消防団	名古屋市立上志段味小学校の通学区域が設定される直前の名古屋市立志段味東小学校の通学区域一円		25人	に
」				

改める。

附 則

この条例は、令和 3年 4月 1日から施行する。

火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3年 3月17日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 9号

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例（昭和37年名古屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第14条の 2第 1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう」の次に「。以下同じ。）をいう」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項第 4号から第 6号までの規定中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同項中第14号を第17号とし、第13号を第16号とし、第12号イ後段を削り、同号に次のように加え、同号を第15号とする。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第14条の 2第 1項第11号の次に次の 3号を加える。

(12) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分を

いう。以下同じ。)には、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、十分な強度を有するコネクタにあっては、この限りでない。

(13) 急速充電設備のうち充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とするとともに、当該液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(14) 急速充電設備のうち複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第14条の2第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 急速充電設備で、屋外に設けるもの（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）の位置は、前項に規定するもののほか、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、若しくは覆われた外壁で開口部のない建築物又は不燃材料で造られた塀に面するときは、この限りでない。

第68条中「次の各号」を「次」に改め、同条第5号の次に次の1号を加える。

(5) の2 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

第68条第8号中「水素ガス充てん気球」を「水素ガス充・気球」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置されている急速充電設備又は現に設置の工事中である急速充電設備のうち、この条例による改正後の火災予防条例（以下

「新条例」という。) 第14条の 2の規定に適合しないものの位置、構造及び管理の基準については、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に急速充電設備を設置している者に対する新条例第68条の規定の適用については、同条中「あらかじめ」とあるのは、「令和 3 年 5月31日までに」とする。

名古屋市開発行為の許可等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 16 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第14号

名古屋市開発行為の許可等に関する規則の一部を改正する規則

名古屋市開発行為の許可等に関する規則（平成14年名古屋市規則第 133 号）の一部を次のように改正する。

第 5 号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に改め、「㊟」を削り、同様式（注）第 1 号中「下水管きょ」を「下水管渠」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市開発行為の許可等に関する規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている同意書は、この規則による改正後の名古屋市開発行為の許可等に関する規則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市告示第 153号

身体障害者福祉法による医師の指定辞退

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第 3条第 2項の規定に基づき、次のように身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1項に規定する医師の指定を辞退する旨の申出がありました。

令和 3年 3月15日

名古屋市長 河 村 た か し

主 な 診 断 場 所	医 師 氏 名	診 断 障 害 別
もくれんクリニック (東区)	梅村 敬治郎	肢体不自由
M I W A内科胃腸科C L I N I C 葵 (東区)	中野 聡	肝臓の機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	小島 博	じん臓の機能障害
新栄リウマチ膠原病・内科ク リニック (東区)	高橋 伸幸	肢体不自由
名古屋セントラル病院 (中村区)	築瀬 誠	肢体不自由
中部労災病院 (港区)	松本 慎二郎	肢体不自由
中部労災病院 (港区)	山口 仁	肢体不自由

中部労災病院 (港区)	山本 遥子	聴覚障害、平衡、音声 ・言語、そしゃくの機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	高瀬 範明	視覚障害
大名古屋ビルヂング眼科 (中村区)	水谷 貴宏	視覚障害
キリン診療所 (中川区)	森田 伸	肢体不自由
高木整形外科・内科 (瑞穂区)	稲垣 喜治	ぼうこう直腸の機能障害
総合病院南生協病院 (緑区)	香曾我部 泰	心臓の機能障害
A O I 名古屋病院 (東区)	喜田 有紀	視覚障害
名古屋第一赤十字病院 (中村区)	大萱 俊介	肢体不自由
協立総合病院 (熱田区)	田中 久	音声・言語の機能障害 、肢体不自由
藤田医科大学ばんだね病院 (中川区)	青柳 陽一郎	音声・言語、そしゃくの機能障害、肢体不自由
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	井上 奈緒美 (旧姓 中山)	視覚障害
名古屋通信病院 (東区)	杉下 秀樹	肢体不自由
名古屋通信病院 (東区)	山室 由利	聴覚障害、平衡、音声 ・言語、そしゃくの機能障害

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 154号

身体障害者福祉法による医師の指定

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1項に規定する医師を次のとおり指定しました。

令和 3年 3月15日

名古屋市長 河 村 た か し

主 な 診 断 場 所	医 師 氏 名	診 断 障 害 名	指定年月 日
ココカラハートクリニック (東区)	大原 裕子	肢体不自由	令和 2年 11月 1日
眼科三宅病院 (北区)	芳賀 史憲	視覚障害	
名古屋セントラル病院 (中村区)	中川 貴之	肝臓の機能障害	
名古屋セントラル病院 (中村区)	竹内 章	呼吸器の機能障害	
鶴飼病院 (中村区)	丹羽 雄大	肢体不自由	
名古屋医療センター (中区)	榊原 千穂	じん臓の機能障害	
名古屋医療センター (中区)	安藤 遼	肢体不自由	
日本福祉大学付属クリニック さくら	竹内 健二	聴覚障害、平衡、音 声・言語、そしゃく	

(中区)		の機能障害
名城病院 (中区)	原田 信吾	心臓の機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	石田 昇平	ぼうこう直腸の機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	金 恒秀	じん臓の機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	福井 聡介	じん臓の機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	栗本 路弘	肢体不自由
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	山本 啓之	肢体不自由
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	森本 竜太	心臓の機能障害
いつきクリニック石川橋 (昭和区)	西脇 愛	呼吸器の機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	田中 雅大	肢体不自由
名古屋第二赤十字病院 (昭和区)	安藤 萌名美	心臓の機能障害
西本病院 (瑞穂区)	近藤 成彦	じん臓の機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	田尻 智子	呼吸器の機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	松浦 健太郎	免疫の機能障害
名古屋市総合リハビリテーションセンター附属病院	佐藤 千香子	音声・言語、そしゃくの機能障害

(瑞穂区)		
名古屋掖済会病院 (中川区)	大橋 暁	肝臓の機能障害
名古屋共立病院 (中川区)	山田 雄一郎	肢体不自由
藤田医科大学ばんだね病院 (中川区)	内海 史	ぼうこう直腸の機能障害
藤田医科大学ばんだね病院 (中川区)	渡邊 英一	心臓の機能障害
藤田医科大学ばんだね病院 (中川区)	祖父江 嘉洋	心臓の機能障害
名古屋掖済会病院 (中川区)	石瀬 仁司	ぼうこう直腸の機能障害
名古屋掖済会病院 (中川区)	佐々木 宏	肢体不自由
名古屋共立病院 (中川区)	若林 俊彦	肢体不自由
浅野眼科 (港区)	浅野 亮	視覚障害
中部労災病院 (港区)	上田 美紀	肢体不自由、平衡、 音声・言語、そしゃ くの機能障害
中部労災病院 (港区)	金子 雄紀	肢体不自由、平衡、 音声・言語、そしゃ くの機能障害
大同病院 (南区)	浅井 暁	呼吸器の機能障害
中京病院 (南区)	辻 克和	じん臓の機能障害

名古屋市立緑市民病院 (緑区)	宮澤 卓真	肢体不自由	令和 3年 3月 1日
にしはら眼科クリニック (緑区)	西原 裕晶	視覚障害	
元八事整形外科・形成外科 (天白区)	稲森 晋平	肢体不自由	
名古屋市立東部医療センタ ー (千種区)	岩田 卓士	肢体不自由	
名古屋市立東部医療センタ ー (千種区)	大野 貴之	音声・言語の機能障 害	
名古屋市立東部医療センタ ー (千種区)	水谷 南美	じん臓の機能障害	
総合上飯田第一病院 (北区)	小田 智之	肢体不自由	
総合上飯田第一病院 (北区)	山田 伸	ぼうこう直腸の機能 障害	
若葉通クリニック (北区)	新城 博之	心臓の機能障害	
名鉄病院 (西区)	植田 広海	聴覚障害、平衡、音 声・言語、そしゃく の機能障害	
名古屋第一赤十字病院 (中村区)	荒尾 嘉人	心臓の機能障害	
名城病院 (中区)	関 崇	ぼうこう直腸の機能 障害	
名古屋医療センター	久保田 敏信	視覚障害	

(中区)		
名古屋医療センター (中区)	丹羽 英之	呼吸器の機能障害
名古屋第二赤十字病院 (昭和区)	飛田 哲朗	肢体不自由
名古屋第二赤十字病院 (昭和区)	水野 秀紀	ぼうこう直腸の機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	中田 智彦	肢体不自由
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	丸尾 貴志	聴覚障害、平衡、音声・言語、そしゃくの機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	芳川 豊史	呼吸器の機能障害
聖霊病院 (昭和区)	和田 咲子	呼吸器の機能障害
みなと医療生活協同組合 協立総合病院 (熱田区)	小川 和大	肢体不自由
藤田医科大学ばんだね病院 (中川区)	稲熊 大城	じん臓の機能障害
もり在宅クリニック (中川区)	原菌 晋太郎	肢体不自由
かいせい病院 (中川区)	菅 敏樹	小腸、肝臓の機能障害
名古屋掖済会病院 (中川区)	伊藤 正浩	ぼうこう直腸の機能障害
かくむクリニック (南区)	各務 智彦	呼吸器の機能障害

大同病院 (南区)	竹内 昌宏	聴覚障害、平衡、音声・言語、そしゃくの機能障害
中京病院 (南区)	村上 央	心臓の機能障害
守山友愛病院 (守山区)	小林 由典	じん臓の機能障害
東名古屋病院 (名東区)	鈴木 道太	肢体不自由
名古屋記念病院 (天白区)	中舘 功	肝臓の機能障害
耳鼻咽喉科 めぐみクリニック (天白区)	広田 京子	聴覚障害、平衡、音声・言語、そしゃくの機能障害

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 155号

名古屋農業振興地域整備計画の変更案について

名古屋農業振興地域整備計画を変更しますので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第 4項で準用する同法第11条第 1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由を次のとおり縦覧に供します。

なお、名古屋市の住民で、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見がある者は、令和 3年 4月14日までに市に意見書を提出することができます。提出された意見書は要旨をとりまとめ、その処理結果とあわせて、後日公告します。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者で、当該農用地利用計画の変更案に対し異議がある者は、令和 3年 4月14日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができます。

令和 3年 3月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 農業振興地域整備計画変更案概要

(1) 農用地利用計画のうち農用地区域から除外する農地

名古屋市港区藤高一丁目 114番

名古屋市港区西福田二丁目 408番地

(2) 農用地利用計画のうち農用地区域へ編入する土地

該当なし

2 農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由 の縦覧期間

令和 3年 3月15日から同年 4月14日まで

3 農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由
の縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局都市農業課

(名古屋市役所西庁舎 5階)

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 156 号

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

地方税法（昭和25年法律第 226 号）第 416 条第 1 項の規定により、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧に供します。

令和 3 年 3 月 15 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧期間

令和 3 年 4 月 1 日から同月 30 日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。

2 縦覧時間

午前 8 時 45 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで

3 縦覧場所

土地又は家屋の所在する区を所管する市税事務所並びに土地又は家屋の所在する区の区役所及び支所

名古屋市財政局税務部固定資産税課

名古屋市告示第 157号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 3年 3月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市瑞穂区田辺通 3丁目12番 1の一部、13番の一部及び14番の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 158号

名古屋都市計画道路事業の変更認可に伴う関係図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように関係図書を公衆の縦覧に供します。

令和 3年 3月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧場所、縦覧に供する図書の内容及び事業施行期間

縦 覧 場 所	縦覧に供する図書の内容	事業施行期間
名古屋市中区三の丸 三丁目 1番 1号 名古屋市緑政土木局 道路建設部道路建設 課 (名古屋市役所西庁 舎 7階)	名古屋都市計画道路事業 3・4・175号敷田大久 伝線及び 3・4・91号有 松線に係る図書	平成24年 8月 3日から 令和 4年 3月31日まで

2 縦覧期間

令和 3年 3月16日から令和 4年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

3 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第 159号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項及び第 115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 3年 3月17日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社親孝 行	シルバーマン ション篠原	名古屋市中川区 上脇町 2丁目63 番地	令和 3年 3月 1日	特定施設入居者生 活介護 介護予防特定施設 入居者生活介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第160号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和3年3月9日本市市会本会議において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

令和3年3月18日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 令和2年度名古屋市一般会計補正予算（第15号）
- 2 令和2年度名古屋市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 3 令和2年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計補正予算（第1号）
- 4 令和2年度名古屋市市街地再開発事業特別会計補正予算（第2号）
- 5 令和2年度名古屋市基金特別会計補正予算（第6号）
- 6 令和2年度名古屋市用地先行取得特別会計補正予算（第1号）
- 7 令和2年度名古屋市公債特別会計補正予算（第5号）
- 8 令和2年度名古屋市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 9 令和2年度名古屋市自動車運送事業会計補正予算（第1号）
- 10 令和2年度名古屋市高速度鉄道事業会計補正予算（第1号）

名古屋市財政局財政部財政課

令和２年度名古屋市一般会計補正予算（第15号）

令和２年度名古屋市一般会計の補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,937,666千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,587,638,063千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条 繰越明許費の追加は、「第２表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条 債務負担行為の追加及び変更は、「第３表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条 地方債の追加及び変更は、「第４表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 市 税		597,878,001	△	590,154,001
	1 市 民 税	292,738,000	△	287,917,000
	2 固 定 資 産 税	221,984,000	△	219,829,000
	4 市 た ば こ 税	15,496,000	△	15,325,000
	6 事 業 所 税	16,626,000	△	16,391,000
	7 都 市 計 画 税	48,303,000	△	47,961,000
		6,481,101	△	5,993,101
2 地 方 譲 与 税	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,294,000	△	2,038,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	3,491,000	△	3,259,000
3 県 税 交 付 金		80,174,200	△	79,230,200
	9 環 境 性 能 割 交 付 金	1,953,000	△	1,488,000
	10 軽 油 引 取 税 交 付 金	13,454,000	△	12,975,000
6 地 方 交 付 税		6,300,000	△	5,094,067
	1 地 方 交 付 税	6,300,000	△	5,094,067
9 国 庫 支 出 金		509,808,405		516,938,763
	1 負 担 金	202,292,874		202,973,487
	2 補 助 金	306,767,755		313,217,500
10 県 支 出 金		74,559,588		75,026,679

		1 負 担 金	46, 502, 156	303, 653	46, 805, 809
		2 補 助 金	22, 750, 230	163, 438	22, 913, 668
12 寄 附 金			638, 053	150, 000	788, 053
13 繰 入 金		1 寄 附 金	638, 053	150, 000	788, 053
			25, 029, 509	2, 488, 856	27, 518, 365
14 繰 越 金		1 他 会 計 繰 入 金	25, 029, 509	2, 488, 856	27, 518, 365
			2, 451, 606	1, 200, 064	3, 651, 670
15 諸 収 入		1 繰 越 金	2, 451, 606	1, 200, 064	3, 651, 670
			117, 276, 755	4, 230	117, 280, 985
		5 受 託 事 業 収 入	895, 174	4, 153	899, 327
16 市 債		7 雑 入	23, 626, 406	77	23, 626, 483
			82, 055, 000	29, 859, 000	111, 914, 000
		1 市 債	82, 055, 000	29, 859, 000	111, 914, 000
歳 入 合 計			1, 556, 700, 397	30, 937, 666	1, 587, 638, 063

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
3 健康福祉費		361,216,341	△	359,874,037
	1 社会福祉費	104,006,668		105,312,282
	2 老人福祉費	61,194,888	△	56,893,024
	5 国民健康保険費	22,905,716	39,000	22,944,716
4 子ども青少年費	7 公衆衛生費	36,701,256	1,614,946	38,316,202
		189,732,756	1,123,614	190,856,370
	1 子ども青少年費	189,732,756	1,123,614	190,856,370
5 環境費		41,866,550	—	41,866,550
	2 環境事業費	36,665,926	—	36,665,926
6 スポーツ市民費		265,931,344	459,666	266,391,010
	3 スポーツ費	12,315,919	459,666	12,775,585
7 経済費		102,559,454	6,243,000	108,802,454
	1 産業費	101,273,564	6,243,000	107,516,564
8 観光文化交流費		14,503,977	1,122,217	15,626,194
	1 観光交流費	7,178,303	686,595	7,864,898
	2 文化交流費	5,375,238	435,622	5,810,860
9 緑政土木費		81,230,380	4,340,984	85,571,364
	1 土木管理費	8,398,937	—	8,398,937
	2 道路橋りょう費	25,856,163	1,220,000	27,076,163

	3 街 路 費	7,701,610	831,984	8,533,594
	4 治 水 費	13,441,408	1,700,000	15,141,408
	5 緑 政 費	24,227,996	589,000	24,816,996
10 住 宅 都 市 費		45,185,489	1,418,791	46,604,280
	1 都 市 計 画 費	20,444,398	—	20,444,398
	2 住 宅 費	24,741,091	1,418,791	26,159,882
11 消 防 費		28,718,484	243,000	28,961,484
	1 消 防 費	28,718,484	243,000	28,961,484
12 教 育 費		196,432,390	15,071,401	211,503,791
	1 教 育 総 務 費	16,858,668	10,750	16,869,418
	2 小 学 校 費	87,667,132	10,164,289	97,831,421
	3 中 学 校 費	44,386,439	3,319,774	47,706,213
	4 高 等 学 校 費	11,393,664	1,478,032	12,871,696
	5 幼 稚 園 費	1,777,050	79,926	1,856,976
	6 特 別 支 援 学 校 費	6,486,271	18,630	6,504,901
	9 生 涯 学 習 費	9,048,050	—	9,048,050
14 諸 支 出 金		53,727,939	2,257,297	55,985,236
	1 公 営 企 業 会 計 支 出 金	53,727,939	2,257,297	55,985,236
歳 出 合 計		1,556,700,397	30,937,666	1,587,638,063

第2表 繰越明許費補正

款		項			事業名	金額	千円
3	健康福祉費	1	社会福祉	費	民間鉄道駅舎バリアフリー化設備設置補助	75,000	
					総合リハビリテーションセンター多床室の個室化	55,000	
					重症心身障害児者施設多床室の個室化	62,000	
					民間障害者支援施設の非常用発電機整備補助	22,879	
					民間障害者グループホーム等の耐震改修補助	18,571	
		2	老人福祉	費	高齢者へのエアコン設置等助成	135,980	
					軽費老人ホームきよすみ荘の改修	3,000	
					介護施設の水道対策等補助	14,494	
		9	保健所	費	民間特別養護老人ホームの整備補助	37,000	
東保健センターの電気設備改修工事	3,564						
ナゴヤわくわくプレゼント事業	990,707						
保育士確保支援事業	15,000						
4	子ども青少年費	費	あけぼの学園の改築	55,000			
			民間保育所の改築補助	67,258			
			「国連生物多様性の10年」最終年事業	11,685			
			戸籍電算システムの改修	16,742			
6	スポーツ市民費	東区役所の電気設備改修工事	14,949				

		3	ス	ポ	ー	ツ	費	東京オリンピック・パラリンピックホストタウン推進事業	30,000
								東京2020パラリンピック聖火フェスティバルの開催	6,000
								名城庭球場鉄筋コンクリート組立堀の撤去等	19,100
7	経	1	産	業	費			地域経済活性化促進事業	1,670,000
8	観	光	交	流	費			観光消費喚起事業	242,000
								東京オリンピック・パラリンピックホストタウン推進事業	7,000
								国際展示場拡張整備に係る基本計画の策定	28,413
		2	文	化	交	流	費	市民会館の改築に向けた基本構想の策定	12,650
								県指定文化財伊藤家住宅の保存・活用	5,073
								名古屋城二之丸庭園の保存整備	4,000
9	緑	1	土	木	管	理	費	耐震性防火水槽設置の受託工事	37,000
								道路・橋りよの整備	3,627,000
								街路の整備	1,223,984
		4	治	水	費			河川・排水路の整備	4,054,000
								公園の整備	1,425,000
								名鉄名古屋本線桜駅・本星崎駅間連続立体交差事業	180,888
10	住	2	住	宅	宅	画	費	都市整備	285,000
								市営住宅の建設	1,418,791

款	項	事業名	金額	千円
11 消 防 費	1 消 防 費	新型コロナウイルス感染症対策救急活動用資器材の購入	243,000	
		ヘリコプター部品の交換	224,599	
		耐震性防火水槽の設置	39,920	
12 教 育 費	1 教 育 費	家庭学習用モバイルルータの購入	10,750	
		校舎等のリニューアル改修	7,397,434	
	2 小 学 校 費	校舎等の保全改修・設備改修	83,828	
		トイレの環境改善	1,092,868	
		肢体不自由児童対応エレベーターの整備	60,000	
		公害対策関係校空調設備の改修	363,300	
		運動場の改修	273,859	
		指定避難所の給排水機能確保策の推進	525,000	
		ブロック塀の撤去等	209,000	
		受水槽の改修	159,000	
	3 中 学 校 費	校舎等のリニューアル改修	1,107,451	
		校舎等の保全改修・設備改修	214,565	
		トイレの環境改善	1,417,715	
		肢体不自由生徒対応エレベーター整備の設計	5,000	
		公害対策関係校空調設備の改修	182,500	
		運動場の改修	110,543	
		指定避難所の給排水機能確保策の推進	165,000	

	4 高 等 学 校 費	ブロック塀の撤去等	60, 000
		受水槽の改修	57, 000
		生徒用タブレット端末の購入	32, 130
		校舎等のリニューアル改修	641, 732
		トイレの環境改善	644, 166
		運動場の改修	91, 004
	5 幼 稚 園 費	ブロック塀撤去等の設計	1, 000
		受水槽の改修	68, 000
		情報通信機器の購入	23, 000
		園舎リニューアル改修の設計	6, 150
		園舎の保全改修・設備改修	50, 776
	6 特 別 支 援 学 校 費	生徒用タブレット端末の購入	18, 630

第3表 債務負担行為補正

1 追加分

事	項	期	間	限	度	額	千円
小学校校舎等のリニューアル改修工事		令和3年度から令和4年度まで				240,000	
小学校公害対策関係校の空調設備改修工事		令和3年度から令和4年度まで				529,000	
中学校校舎等のリニューアル改修工事		令和3年度から令和4年度まで				35,000	
中学校校舎等の保全改修・設備改修工事		令和3年度から令和4年度まで				42,000	
中学校公害対策関係校の空調設備改修工事		令和3年度から令和4年度まで				267,000	
高等学校校舎等のリニューアル改修工事		令和3年度から令和4年度まで				35,000	

2 変更分

事	項	補		正		補		正		後	
		期	間	限	度	額	千円	期	間	限	度
国際会議場整備事業者選定支援業務委託 (平成31年第1号議決)		令和2年度から令和3年度まで				50,924		令和3年度から令和4年度まで			
											51,000

第4表 地方債補正

1 追加分

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
減収補填債	2,253,000	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後の利率)は、当該見直し後の利率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
調整債	12,400,000	同上	同上	同上

2 変更分

起債の目的	補		正	前		補		正	後	
	限度額 千円	起債の方法		利率	償還の方法	限度額 千円	起債の方法		利率	償還の方法
社会福祉施設整備費	100,000	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	113,000	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ	
子ども青少年施設整備費	747,000	同上	同上	同上	887,000	同上	同上	同上	同上	

起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限度額 千円	起債の方法	利率	償還	方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	償還の方法
廃棄物処理施設整備費	2,259,000	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)		起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができ。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	2,539,000	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ	2,539,000	補正前に同じ	補正前に同じ
スポーツ施設整備費	4,791,000	同上	同上	同上	同上	4,999,000	同上	同上	同上	4,999,000	同上	同上
観光交流施設整備費	2,715,000	同上	同上	同上	同上	3,341,000	同上	同上	同上	3,341,000	同上	同上
文化交流施設整備費	1,010,000	同上	同上	同上	同上	1,116,000	同上	同上	同上	1,116,000	同上	同上
公共土木事業費	28,019,000	同上	同上	同上	同上	32,103,000	同上	同上	同上	32,103,000	同上	同上
公園緑地整備費	9,845,000	同上	同上	同上	同上	12,014,000	同上	同上	同上	12,014,000	同上	同上
住宅建設費	3,155,000	同上	同上	同上	同上	4,032,000	同上	同上	同上	4,032,000	同上	同上
義務教育施設整備費	4,884,000	同上	同上	同上	同上	13,537,000	同上	同上	同上	13,537,000	同上	同上
高等学校整備費	266,000	同上	同上	同上	同上	1,407,000	同上	同上	同上	1,407,000	同上	同上
幼稚園整備費	64,000	同上	同上	同上	同上	96,000	同上	同上	同上	96,000	同上	同上
特別支援学校整備費	452,000	同上	同上	同上	同上	556,000	同上	同上	同上	556,000	同上	同上
生涯学習施設整備費	831,000	同上	同上	同上	同上	994,000	同上	同上	同上	994,000	同上	同上
臨時財政対策債	12,000,000	同上	同上	同上	同上	8,610,000	同上	同上	同上	8,610,000	同上	同上

令和２年度名古屋市民健康保険特別会計補正予算（第２号）

令和２年度名古屋市民健康保険特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ201,701,234千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 繰 入 金		22,905,716	39,000	22,944,716
	1 他 会 計 繰 入 金	22,905,716	39,000	22,944,716
歳 入	合 計	201,662,234	39,000	201,701,234

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 国 民 健 康 保 険 費		201,642,234	39,000	201,681,234
	1 事 業 費	201,642,234	39,000	201,681,234
歳 出	合 計	201,662,234	39,000	201,701,234

令和２年度名古屋市長古屋城天守閣特別会計補正予算（第１号）

令和２年度名古屋市長古屋城天守閣特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第１条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第１表繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事	業	名	金	額 千円
1 名古屋城天守閣事業費	1 事業費	天守閣木造復元の実施設計				61,000

令和２年度名古屋市区市街地再開発事業特別会計補正予算（第２号）

令和２年度名古屋市区市街地再開発事業特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第１条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第１表繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款		項		事	業	名	金	額	千円
1	市街地再開発事業費	1	事		費	鳴海駅前市街地再開発事業		36,500	

令和２年度名古屋市長官公営企業特別会計補正予算（第６号）

令和２年度名古屋市長官公営企業特別会計の補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,488,856千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105,752,392千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
14 災害対策事業基金収入		1,807,431	627	1,808,058
	3 基金積戻金	1,801,619	627	1,802,246
22 財政調整基金収入		3,496,308	2,488,229	5,984,537
	2 基金積戻金	3,452,579	2,488,229	5,940,808
歳 入	合 計	103,263,536	2,488,856	105,752,392

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
14 災害対策事業基金		1,807,431	627	1,808,058
	1 他会計繰出金	1,801,619	627	1,802,246
22 財政調整基金		3,496,308	2,488,229	5,984,537
	1 他会計繰出金	3,452,579	2,488,229	5,940,808
歳 出	合 計	103,263,536	2,488,856	105,752,392

令和２年度名古屋市用地先行取得特別会計補正予算（第１号）

令和２年度名古屋市用地先行取得特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ292,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,792,789千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条 繰越明許費の追加は、「第２表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第３条 地方債の変更は、「第３表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 都市開発用地取得資金収入		4,526,831	292,000	4,818,831
	3 市 債	700,000	292,000	992,000
歳 入	合 計	12,500,789	292,000	12,792,789

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 都市開発用地取得費		4,526,831	292,000	4,818,831
	1 取得費	703,000	292,000	995,000
歳 出	合 計	12,500,789	292,000	12,792,789

第2表 繰越明許費補正

款		項	事業	名	金額	千円
2	都市開発用地取得費	1 取得費	公共施設用地の買収			199,000

第3表 地方債補正

起債の目的	補			正			前			補			正			後		
	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	償還の期間	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	償還の期間	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	償還の期間	
都市開発用地取得費	700,000	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、10年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができ。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。			992,000	補正前同	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ	償還の方法	992,000	補正前同	補正前に同じ	補正前に同じ		

令和２年度名古屋市長官公債特別会計補正予算（第５号）

令和２年度名古屋市長官公債特別会計の補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46,751,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

499,513,905千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 公債		199,129,000	46,751,000	245,880,000
	1 公債	199,129,000	46,751,000	245,880,000
歳入	合計	452,762,905	46,751,000	499,513,905

歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 繰出金		128,109,000	46,751,000	174,860,000
	1 起債繰出	128,109,000	46,751,000	174,860,000
歳出	合計	452,762,905	46,751,000	499,513,905

令和２年度名古屋市下水道事業会計補正予算（第１号）

（総 則）

第１条 令和２年度名古屋市下水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条 令和２年度名古屋市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既定予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入	千円	千円	千円
第１款 下水道事業収益	77,617,896	54,000	77,671,896
第２項 営業外収益	6,936,776	54,000	6,990,776
支 出	千円	千円	千円
第１款 下水道経営費	76,191,896	54,000	76,245,896
第２項 営業外費用	9,091,228	54,000	9,145,228

（資本的収入及び支出）

第３条 予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入	千円	千円	千円	千円
第1款 資本的収入	37,330,844		1,200,000	38,530,844
第1項 企業債	25,000,000		600,000	25,600,000
第2項 国庫補助金	11,001,250		600,000	11,601,250
支 出	千円	千円		千円
第1款 資本的支出	76,406,784	1,200,000		77,606,784
第1項 建設改良費	49,318,893	1,200,000		50,518,893
(企業債)				

第4条 予算第6条中「限度額25,009,000千円」を「限度額25,609,000千円」に、「下水道事業建設費25,000,000千円」を「下水道事業建設費25,600,000千円」に改める。

令和２年度名古屋市自動車運送事業会計補正予算（第１号）

（総 則）

第１条 令和２年度名古屋市自動車運送事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条 令和２年度名古屋市自動車運送事業会計予算（以下「予算」という。）第２条中「年間130,962,000人」を「年間97,801,020人」に、「1日358,800人」を「1日267,948人」に改める。

（収益的収入及び支出）

第３条 予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（ 計 ）	
収 入		千 円	
第１款 自動車運送事業収益	27,110,049	△ 2,500,124	24,609,925
第１項 営業収益	22,691,810	△ 4,751,261	17,940,549
第２項 営業外収益	4,418,239	2,251,137	6,669,376
支 出		千 円	
第１款 自動車運送事業費	26,950,359	3,137	26,953,496
第１項 営業費用	26,118,037	3,137	26,121,174

(債務負担行為)

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができ、期間及び限度額を次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
車両の抗ウイルス加工	令和3年度	136,000千円

(他会計からの補助金)

第5条 予算第10条第2項中「2,404,000千円」を「4,652,000千円」に改め、第4項の次に次の1項を加える。

5 車両の抗ウイルス加工に要する経費にあてため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、3,137千円である。

令和 2 年度名古屋市高速度鉄道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 2 年度名古屋市高速度鉄道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 2 年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条中「年間501, 400, 500人」を「年間354, 504, 060人」に、「1日1, 373, 700人」を「1日971, 244人」に改める。

（収益的收入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に次のなお書きを加える。

なお、資金不足額35, 501, 271千円の一部にあてため、企業債（特別減収対策）16, 000, 000千円を借り入れる。

2 同条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（ 計 ）	
収 入		千円	
第 1 款 高速度鉄道事業収益	102, 100, 358	△ 26, 530, 450	75, 569, 908
第 1 項 営業収益	93, 864, 085	△ 26, 536, 610	67, 327, 475
第 2 項 営業外収益	8, 236, 273	6, 160	8, 242, 433
支 出		千円	
第 1 款 高速度鉄道事業費	86, 617, 657	6, 160	86, 623, 817
第 1 項 営業費用	75, 567, 367	6, 160	75, 573, 527

(債務負担行為)

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができ、期間及び限度額を次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
車両の抗ウイルス加工	令和3年度	85,000千円

(企業債)

第5条 予算第6条中「起債の目的 高速度鉄道事業建設改良費及び利子支払にあてるため」を「起債の目的 高速度鉄道事業建設改良費、利子支払及び資金不足額にあてるため」に、「限度額11,702,000千円」を「限度額27,702,000千円」に、

「高速度鉄道事業特例債 1,617,000千円」を

「高速度鉄道事業特例債 1,617,000千円

高速度鉄道事業特別減収対策企業債 16,000,000千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条第3項の次に次の1項を加える。

4 車両の抗ウイルス加工に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、6,160千円である。

名古屋市告示第 161号

有料公園施設の供用月日の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用月日を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和 3年 3月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称

荒子川公園ガーデンプラザ

2 変更内容

令和 3年 3月29日（月）及び同年 4月 5日（月）を供用する日に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 162号

名古屋市青少年交流プラザ（分館を除く。）の休館について

名古屋市青少年交流プラザ条例施行規則（平成19年規則第85号）第 2条第 1 項の規定により、次のとおり休館します。

令和 3年 3月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 対象の施設

名古屋市青少年交流プラザ（分館を除く。）

2 休館日

令和 3年 4月 1日（木）から同年12月28日（火）まで

3 休館の理由

対象の施設において、天井等落下防止対策工事を実施するため。

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課

職務に専念する義務の免除基準に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 19 日

名古屋市人事委員会委員長 細 井 土 夫

名古屋市人事委員会規則第 3 号

職務に専念する義務の免除基準に関する規則等の一部を改正する
規則

(職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部改正)

第 1 条 職務に専念する義務の免除基準に関する規則（昭和 26 年名古屋市人事委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号の 2 中「代行受診」という。）」の次に「（臨時的に任用される職員並びに会計年度任用職員及び再任用短時間勤務職員にあっては、これらに相当するものとして任命権者が定める受診）」を加える。

別記様式中「印」を削る。

(外国の地方公共団体の機関等への職員の派遣に係る協議及び報告に関する規則の一部改正)

第 2 条 外国の地方公共団体の機関等への職員の派遣に係る協議及び報告に関する規則（昭和 63 年名古屋市人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 及び様式第 2 中「印」を削る。

(退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則の一部改正)

第 3 条 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則（平成22年
名古屋市人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 2 号中「印」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の職務に専念する義務の免除基準に関する規則の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の職務に専念する義務の免除基準に関する規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則の規定に基づいて提出されている諮問書及び申立書は、この規則による改正後の退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

名古屋市人事委員会達第1号

人事委員会事務局

名古屋市人事委員会情報あんしん条例施行規程（平成16年名古屋市人事委員会達第3号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月19日

名古屋市人事委員会委員長 細井 土 夫

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（起案の方法） 第20条 （略） 2 （略） 3 前2項の規定にかかわらず、障害その他の事由により文書管理システムを利用することができない場合は、起案用紙（第5号様式）を利用して起案することができる。	（起案の方法） 第20条 （略） 2 （略） 3 前2項の規定にかかわらず、障害その他の事由により文書管理システムを利用することができない場合は、起案用紙（第5号様式）を利用して起案することができる。<u>この場合において、起案者は所定の欄に記名押印し、又は署名するものとする。</u>
（決裁の手続） 第23条 （略） 2～6 （略） 7 前項の規定にかかわらず、紙決裁の場合は、起案者以外の者も訂正できる。この場合においては、加除訂正した者の<u>印を押すものとする。</u> <u>（公印）</u> 第29条 行政文書の浄書に当たっては、別に定める手続により公印を押さなければならない。 <u>2 前項の規定にかかわらず、電子情報である行政文書又はその内容が事務報告、照会、回答その他の法律的効力を有しな</u>	（決裁の手続） 第23条 （略） 2～6 （略） 7 前項の規定にかかわらず、紙決裁の場合は、起案者以外の者も訂正できる。この場合においては、加除訂正した者が<u>押印し、又は署名するものとする。</u> <u>（契印）</u> 第29条

<u>い行政文書については、公印を押すことを要しない。</u> 3 行政文書の<u>浄書</u>に当たっては、施行文書と原議を契印するものとする。ただし、施行文書又は原議が電子情報である場合は、この限りでない。 (電子署名) 第30条 総合行政ネットワークを利用して施行する<u>行政文書</u>には、電子署名を行うものとする。<u>ただし、その内容が事務報告、照会、回答その他の法律的効力を有しない行政文書については、電子署名を行うことを要しない。</u> 2 (略)	行政文書の<u>施行</u>に当たっては、施行文書と原議を契印するものとする。ただし、施行文書又は原議が電子情報である場合は、この限りでない。 (電子署名) 第30条 <u>法律的効力を有する行政文書であって総合行政ネットワークを利用して施行するもの</u>には、電子署名を行うものとする。 2 (略)
--	---

第5号様式中「印」を削る。

附 則

この達は、令和3年4月1日から施行する。

名古屋市上下水道局告示第2号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和3年3月31日までの2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月16日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日

令和3年4月1日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う
終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字・丁目	摘 要	
瑞穂区	大喜新町	4丁目	一部	瑞穂区桃園町 名古屋市上下水道局 伝馬町水処理センター
港区	秋葉二丁目		〃	中川区中須町 名古屋市上下水道局 打出水処理センター
	熱田前新田	中川流作 西 の組	〃	熱田区千年二丁目 名古屋市上下水道局 千年水処理センター
	大西一丁目		〃	中川区中須町 名古屋市上下水道局 打出水処理センター
	河口町		〃	熱田区千年二丁目 名古屋市上下水道局 千年水処理センター
	南陽町	茶屋新田・四 番割	〃	中川区中須町 名古屋市上下水道局

				打出水処理センター
	西 蟹 田		〃	〃
	東 蟹 田		〃	〃
	東茶屋一丁目		〃	〃
	福前一丁目		〃	〃
緑 区	鳴 海 町	有松裏 細根 米塚	〃	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局 鳴海水処理センター
	南 陵		〃	〃
	東神の倉三丁目		〃	天白区植田南一丁目 名古屋市上下水道局 植田水処理センター
天 白 区	梅が丘一丁目		〃	〃
	土 原 三 丁 目		〃	〃

3 供用を開始する排水施設の位置

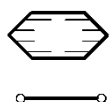
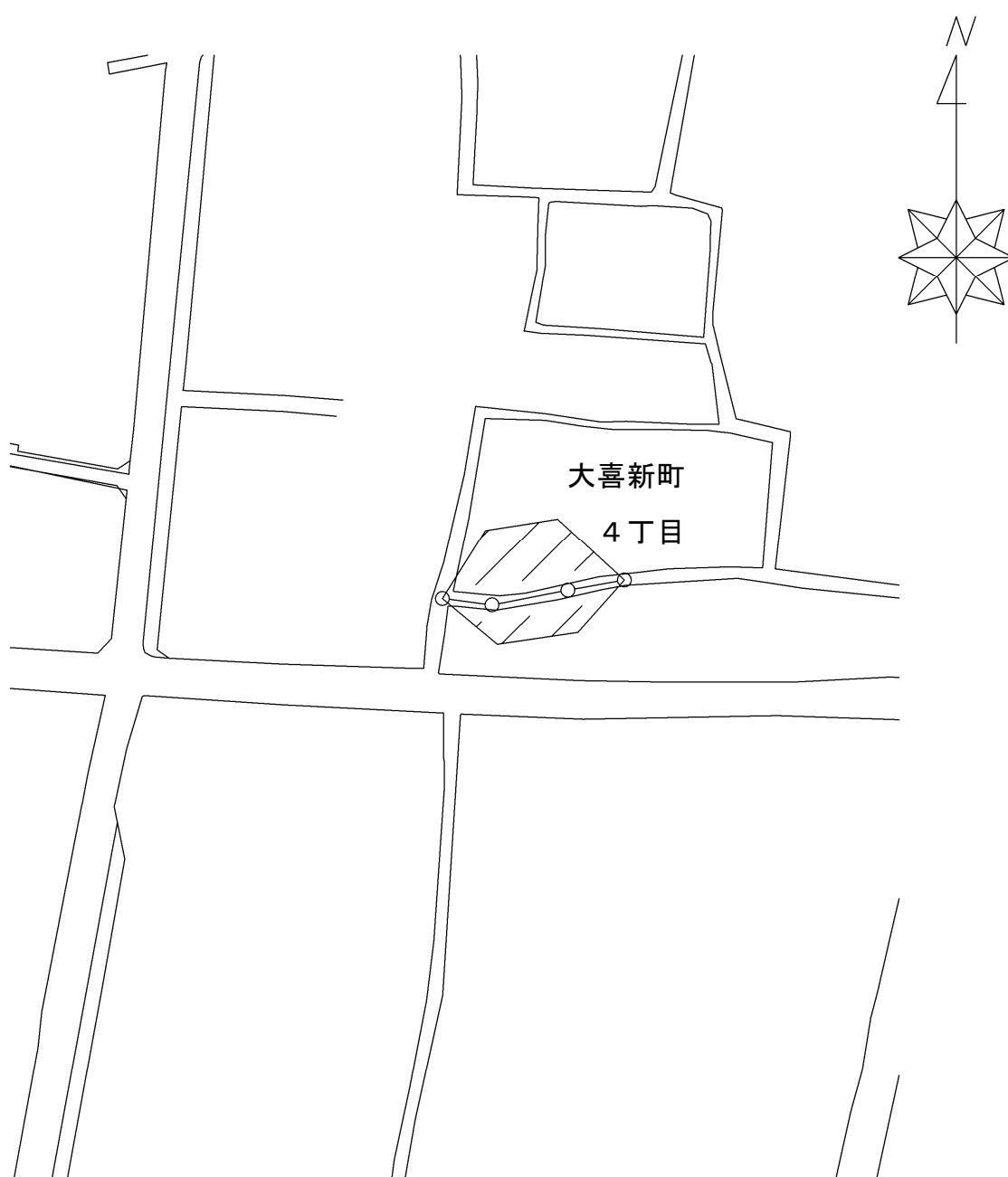
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合 流 式	瑞穂区 港区（西蟹田及び東蟹田）		
分 流 式	港区（西蟹田及び東蟹田を除く。） 緑区 天白区		

排水施設の位置図

瑞穂区（合流式）

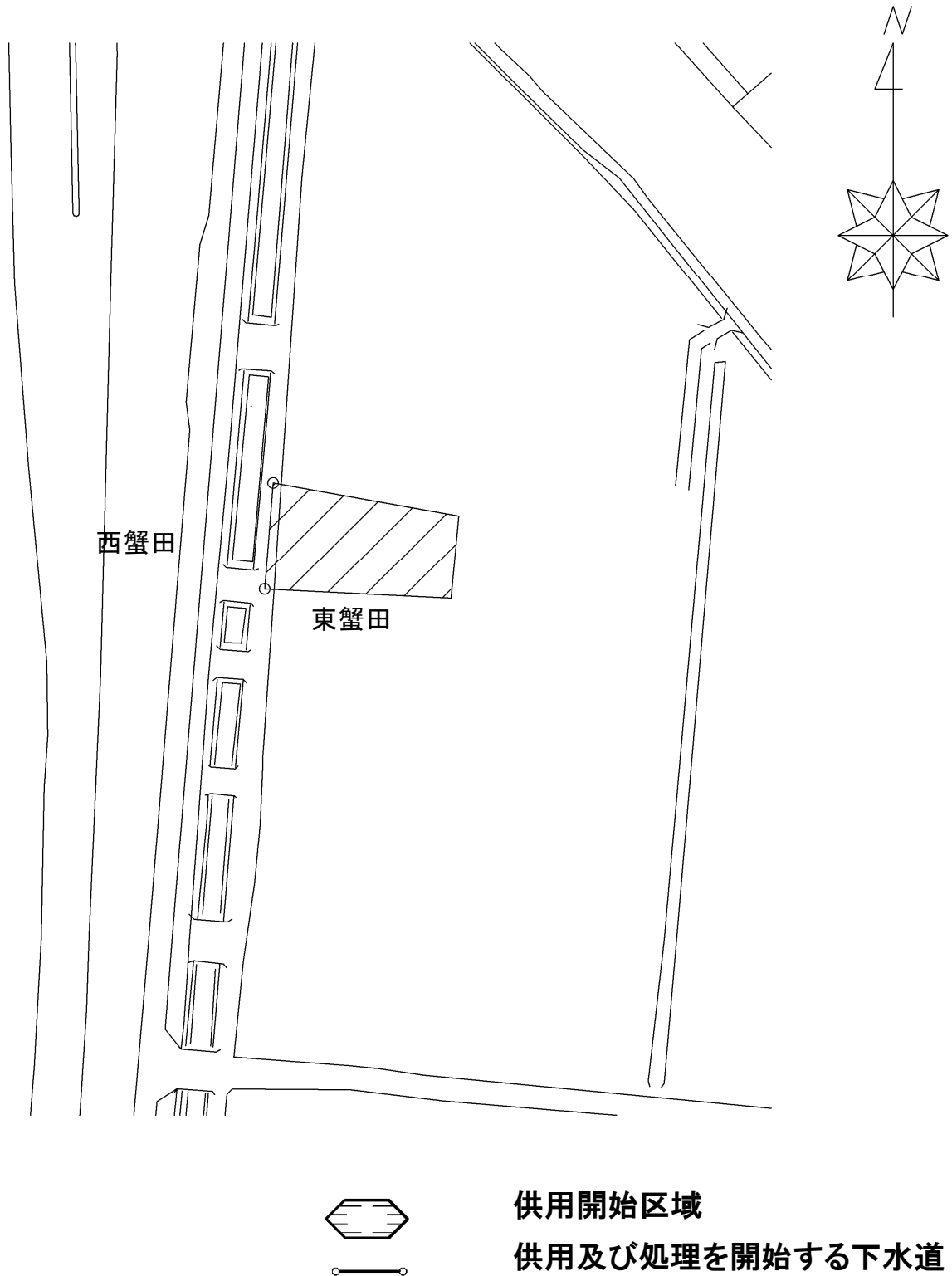


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

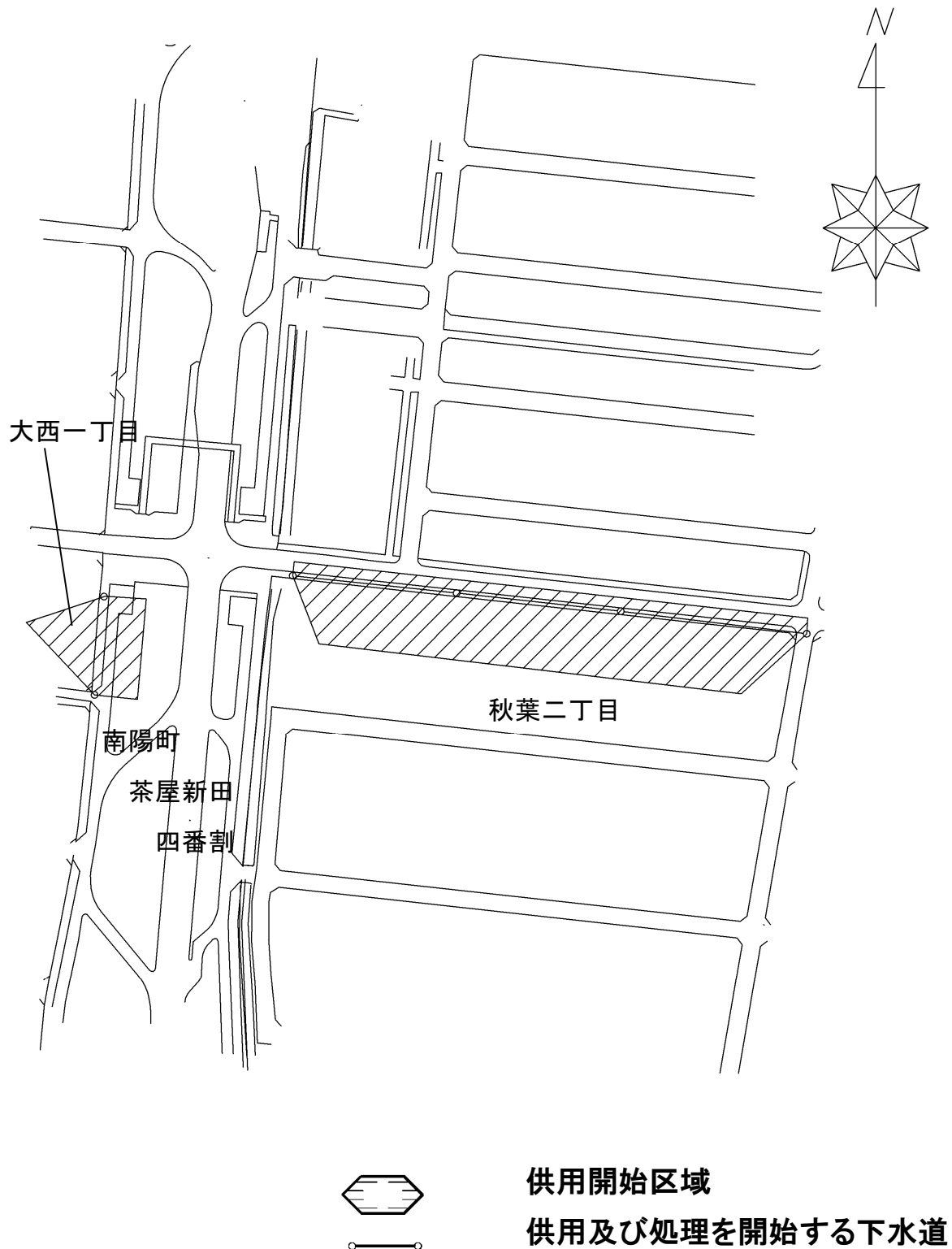
排水施設の位置図

港区（合流式）



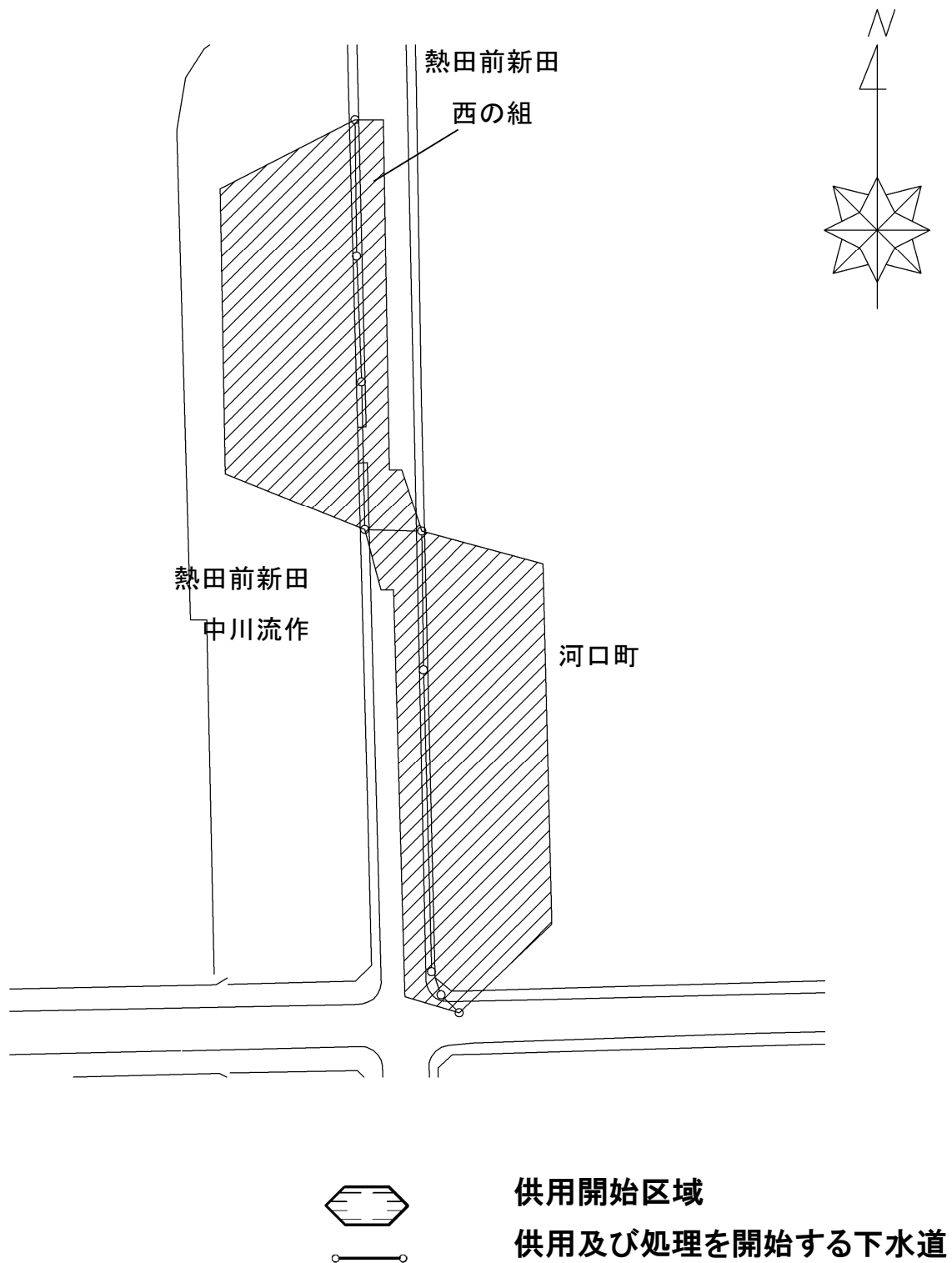
排水施設の位置図

港区（分流式）No. 1



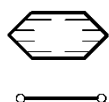
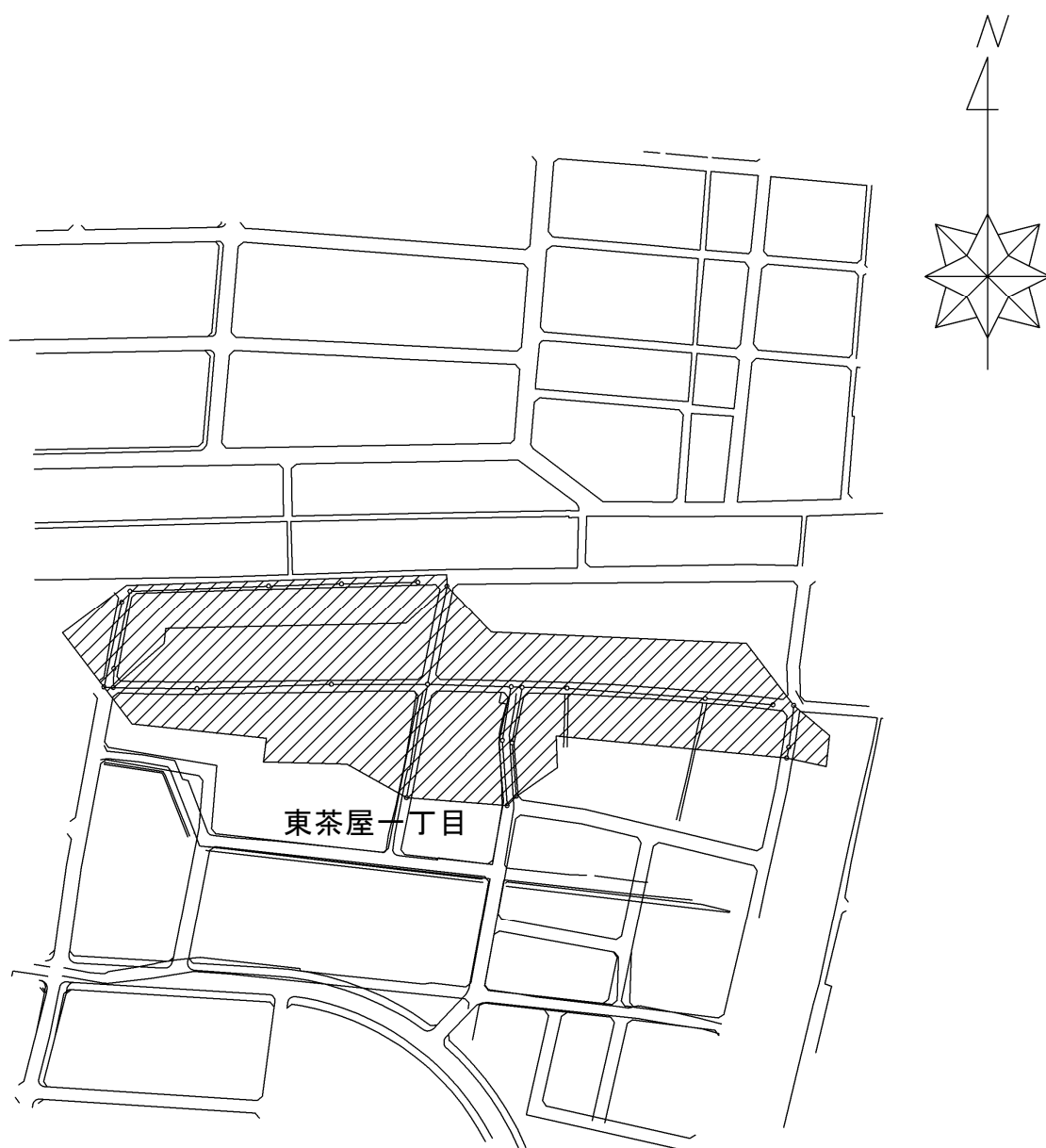
排水施設の位置図

港区（分流式）No. 2



排水施設の位置図

港区（分流式）No. 3

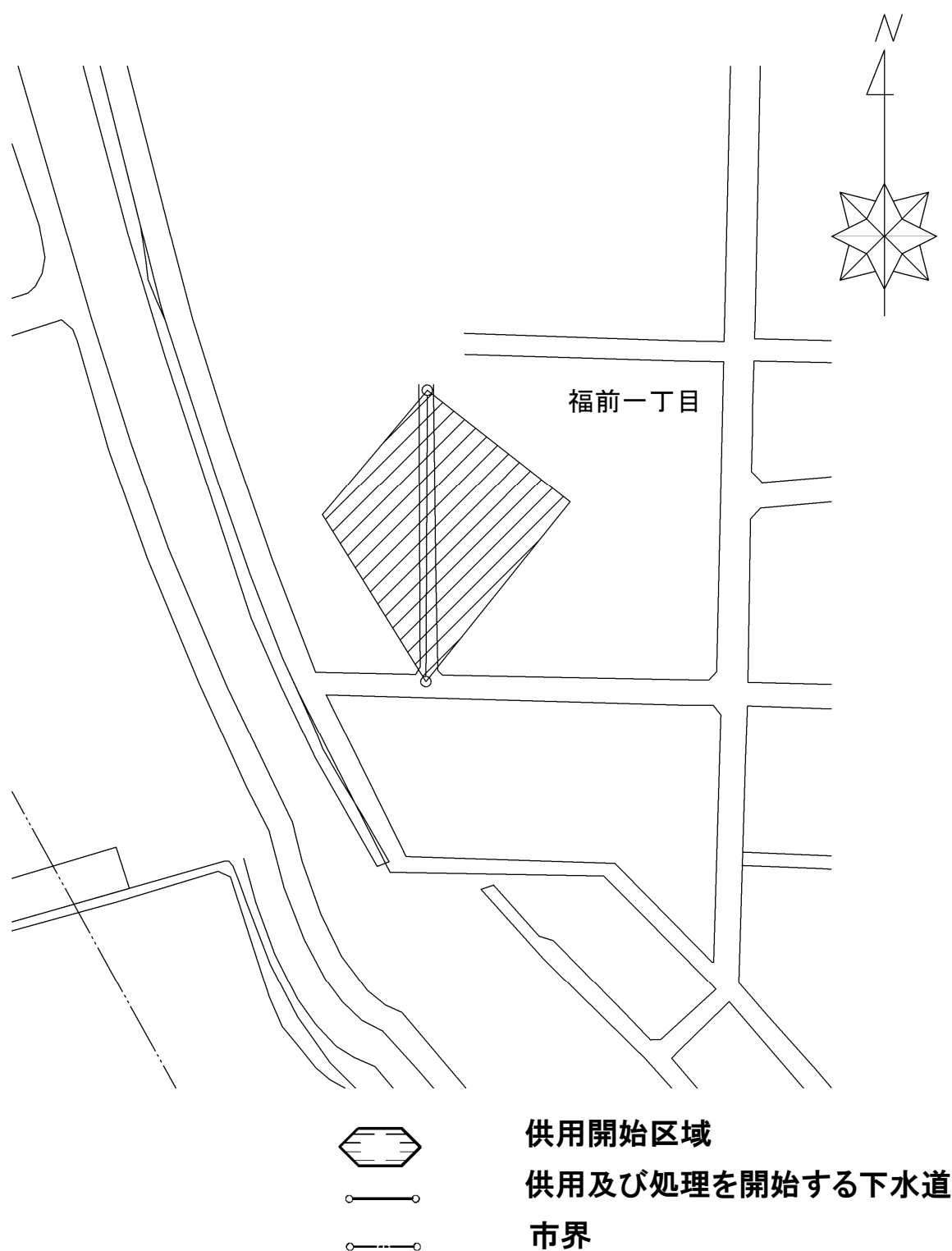


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

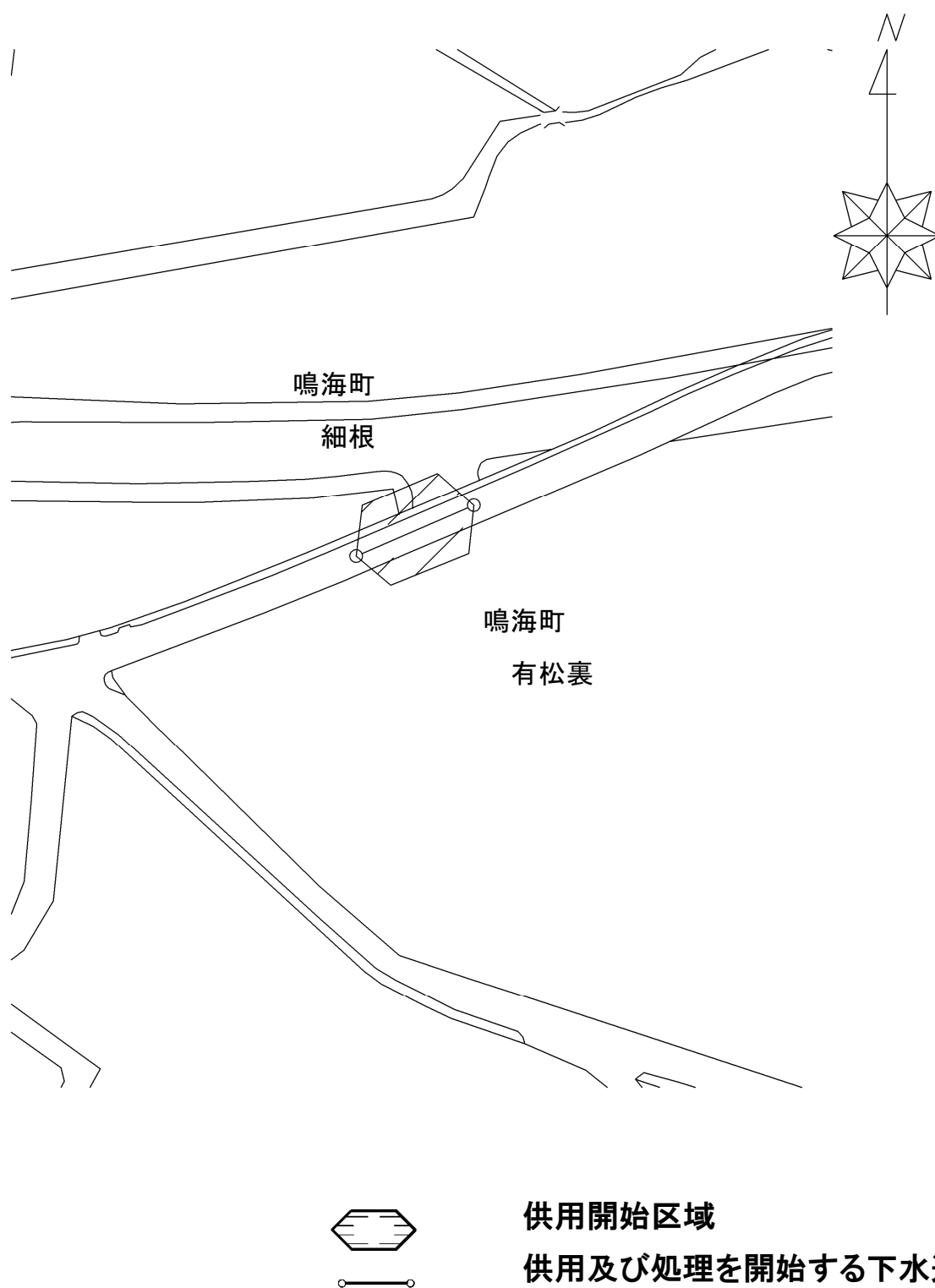
排水施設の位置図

港区（分流式）No. 4



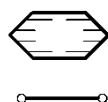
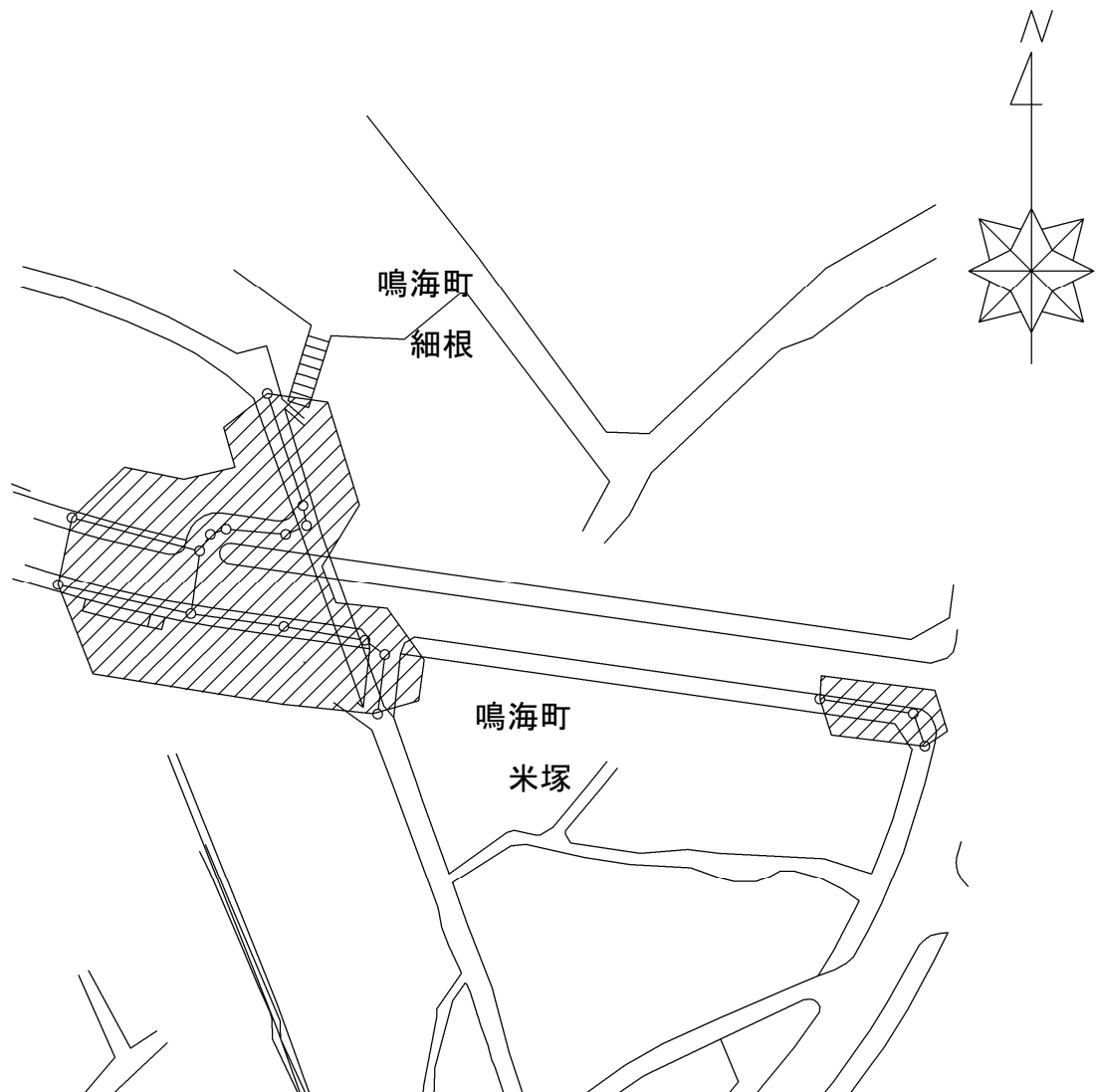
排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 1



排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 2

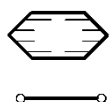
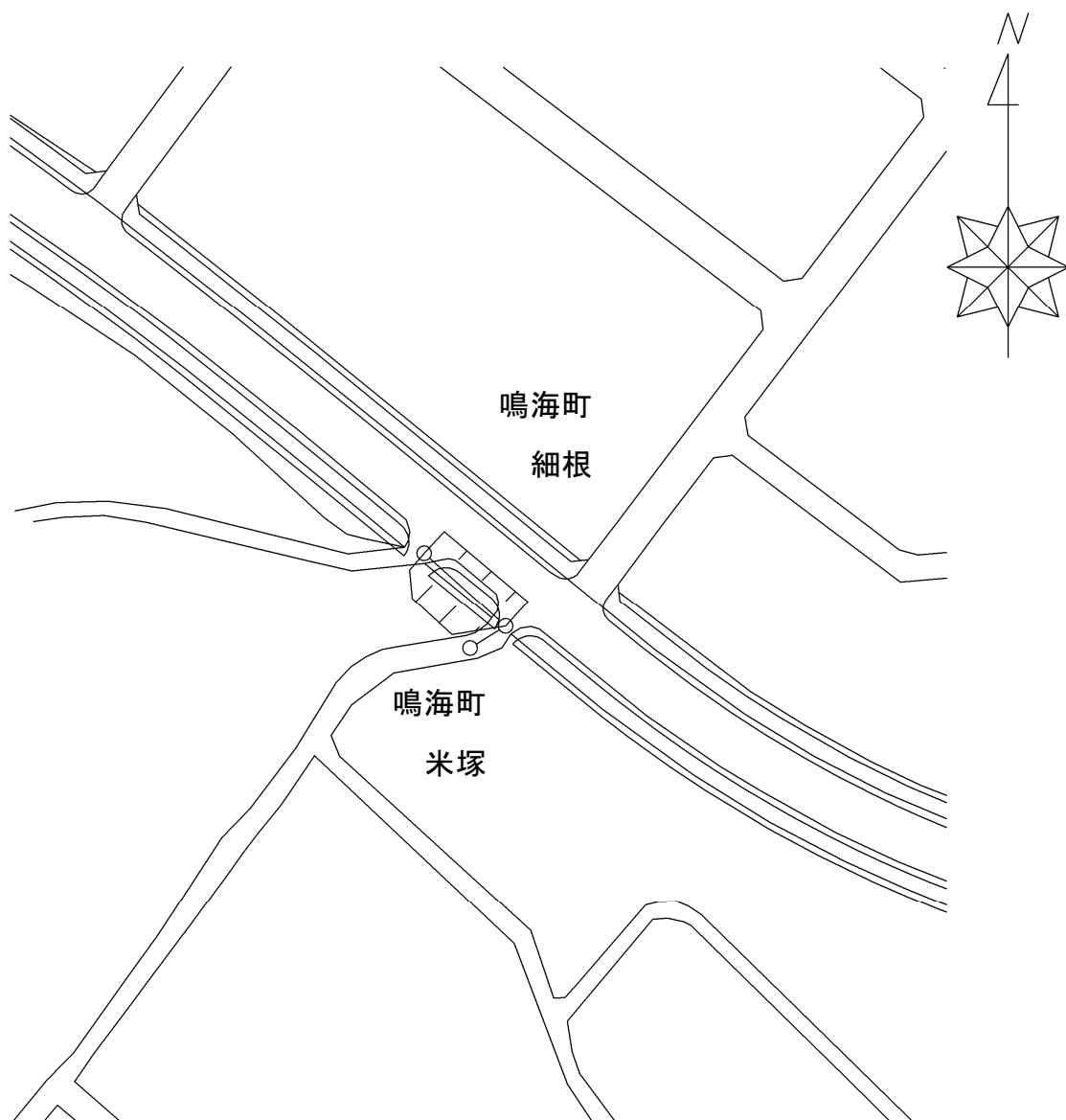


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 3

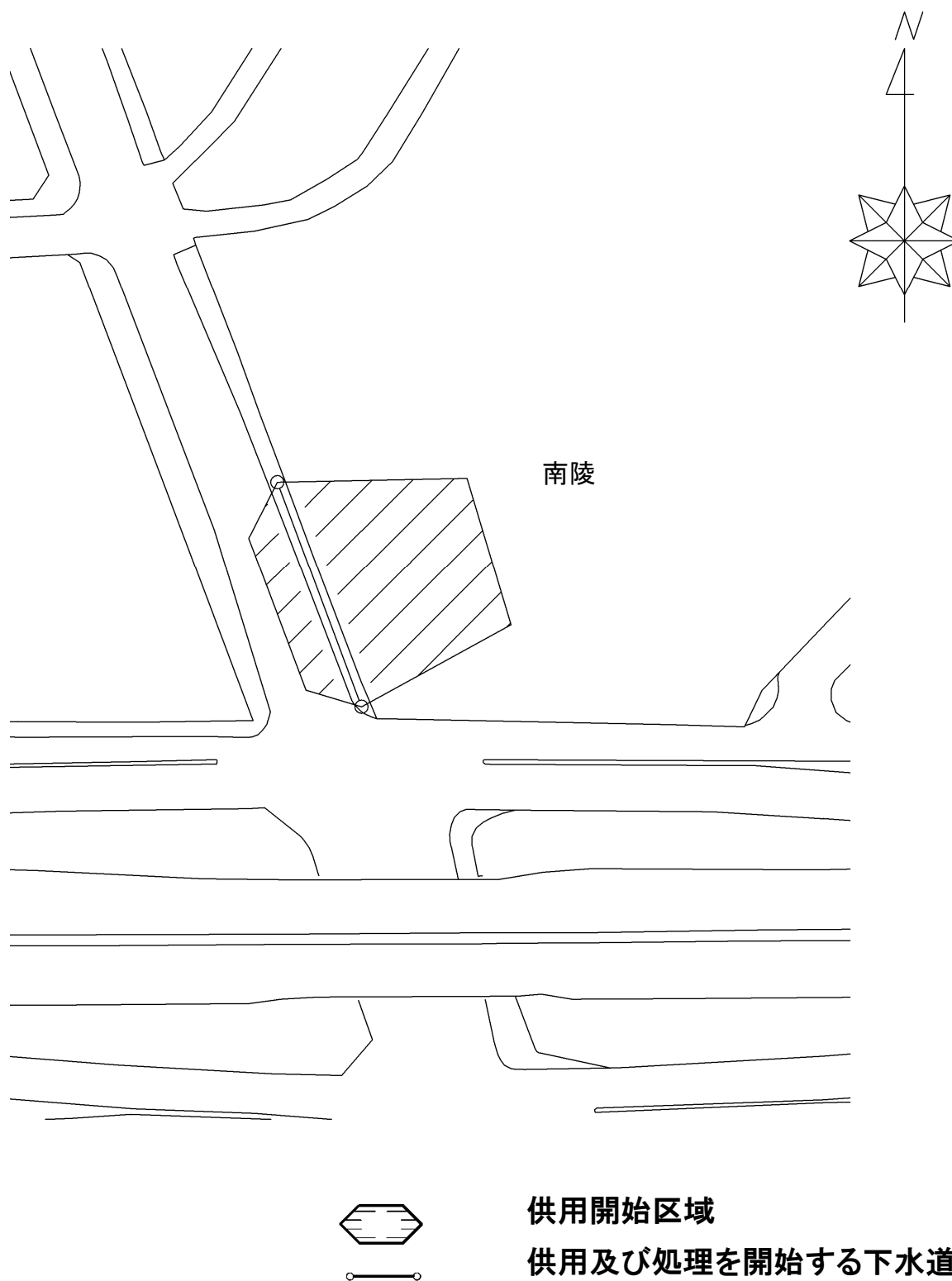


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

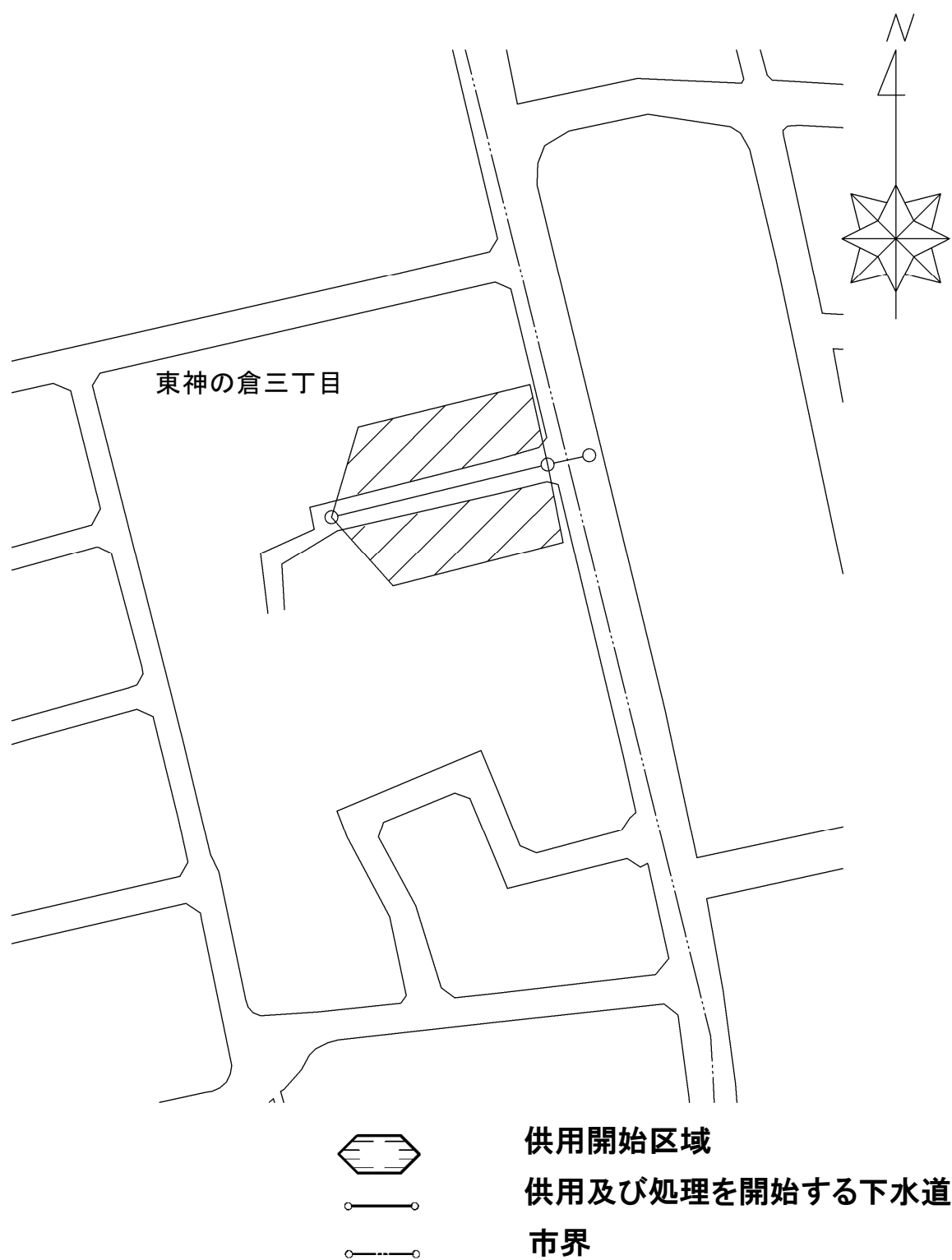
排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 4



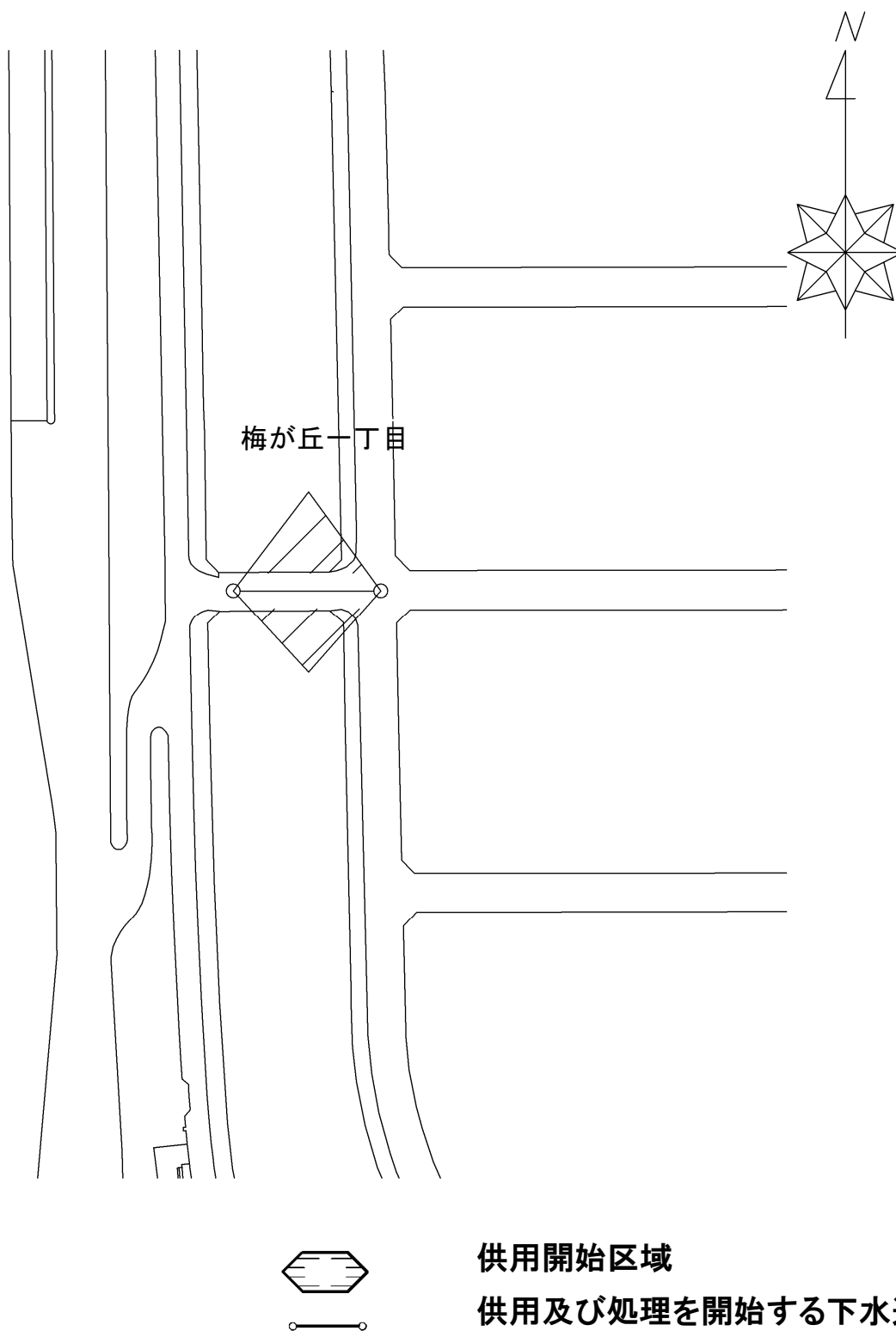
排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 5



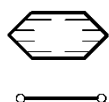
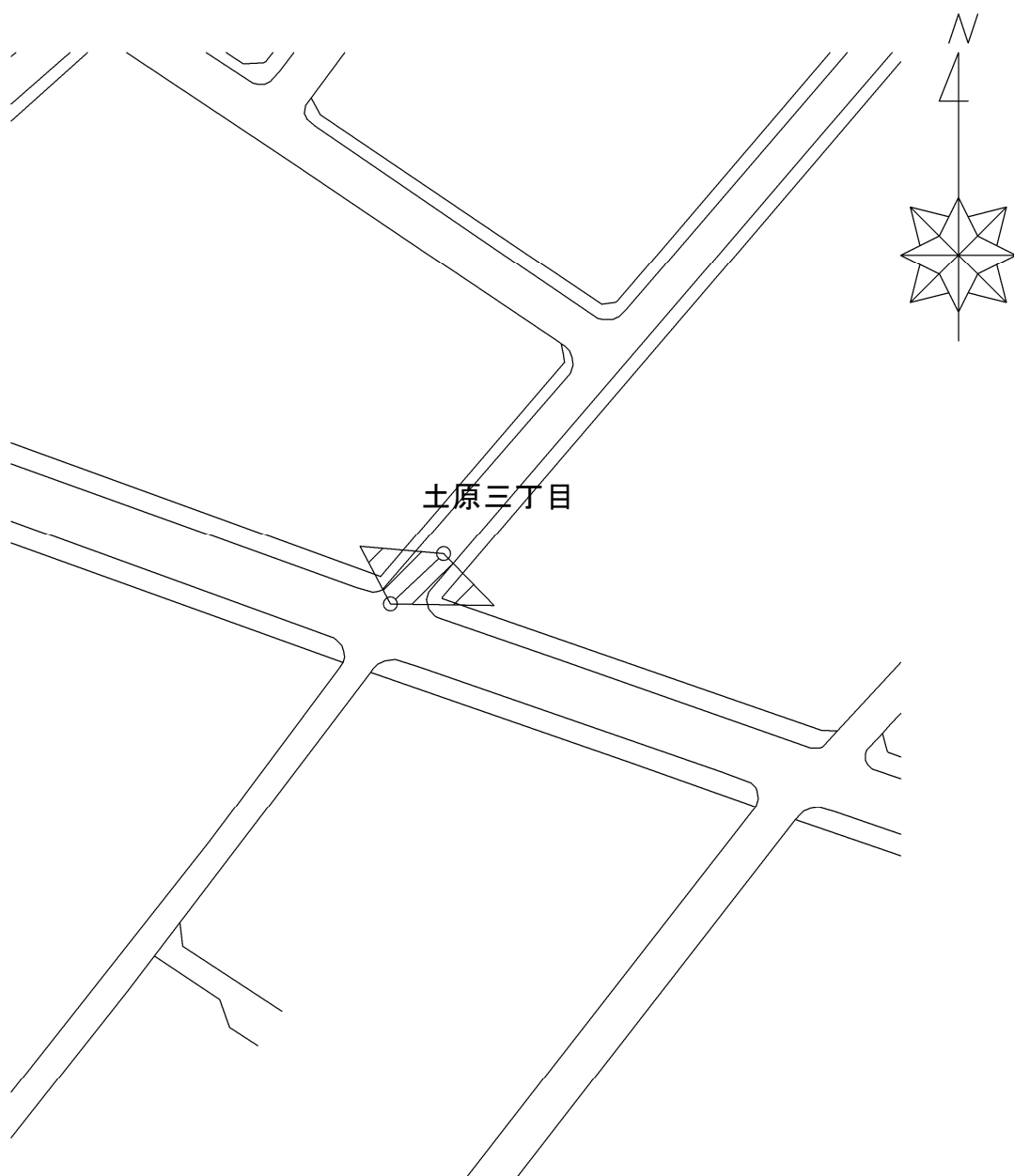
排水施設の位置図

天白区（分流式）No. 1



排水施設の位置図

天白区（分流式）No. 2



供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

名古屋市上下水道局管理規程第3号

名古屋市上下水道局配水管施工士規程（平成15年名古屋市上下水道局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月18日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第5条第1項中「配水管技能者登録済報告書兼配水管施工士登録申請書（第1号様式）」を「配水管施工士登録申請書（別記様式）」に改める。

第8条中「生じたとき」の次に「又は配水管技能者の登録の更新を受けたとき」を加え、「配水管施工士登録事項変更届出書（第2号様式）を局長に提出」を「その旨を局長に報告」に改める。

第9条第1項第5号中「前4号」を「前各号」に改める。

第1号様式を別記様式とし、同様式を次のように改める。

配水管施工士登録申請書

年 月 日

(宛先)名古屋市上下水道局長

配水管施工士としての登録を申請します。また、これに併せて、配水管施工士登録講習の受講を申請します。

配水管 技能者	登録証番号	
	有効期限	年 月 日
(フリガナ)		
申請者氏名		
申請者住所		〒 電話番号 ()
勤務先		
勤務先所在地		〒 電話番号 ()

注 公益社団法人日本水道協会発行の配水管技能者登録証の写しを添付してください。

第 2 号様式を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の名古屋市上下水道局配水管施工士規程（以下「改正前規程」という。）の規定に基づいて提出されている配水管技能者登録済報告書兼配水管施工士登録申請書は、この規程による改正後の名古屋市上下水道局配水管施工士規程（以下「改正後規程」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規程の施行の際、改正前規程の規定に基づいて調製されている用紙でなお残量のあるものは、改正後規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 3月16日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名古屋南ショッピングセンター

名古屋市南区豊田四丁目82番地 1 ほか 6筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市南区豊田四丁目82番地 1 外 6筆	名古屋市南区豊田四丁目82番地 1 ほか 6筆

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
1	(株)パレモ	代表取締役 小田 保則	愛知県稲沢市 天池五反田町 1番地	—	—	—	平成 27年 3月 1日
2	(株)新星堂	代表取締役 砂田 浩孝	東京都杉並区 上萩一丁目23番17号	—	—	—	平成 29年 1月 20日
3	(株)ハンド・イン・小林	代表取締役 小林 堅一	名古屋市南区 三条二丁目25番 3号	—	—	—	平成 30年 11月 11日

4	(株)モリエ	代表取締役 藤田 敏	愛知県稲沢市 天池五反田町 1番地	—	—	—	令和元年 9月 29日
5	(有)ジェイズ プランニング	代表取締役 上原 龍	名古屋市緑区 徳重四丁目1603番地	—	—	—	令和元年 9月 29日
6	(株)多司	代表取締役 則竹 功雄	名古屋市中村区 名駅南二丁目 2番24号	—	—	—	令和元年 6月 20日
7	(株)たんぽぽ	代表取締役 伏屋 俊明	岐阜県岐阜市 神田町五丁目 5番地の 4	—	—	—	平成25年 9月 23日
8	空田 姫子	—	名古屋市港区 金船町 2丁目 1番地の52	—	—	—	平成27年 12月 13日
9	東谷(株)	代表取締役 東谷 昌彦	名古屋市中区 栄三丁目28番14号	—	—	—	平成30年 6月 20日
10	ユニー(株)	代表取締役 佐古 則男	愛知県稲沢市 天池五反田町 1番地	変更なし	代表取締役 関口 憲司	変更なし	平成31年 4月 15日
11	ダイリキ(株)	代表取締役 高橋 真二	大阪市西区 新町一丁目27番 9号	変更なし	代表取締役 高橋 淳	変更なし	平成28年 2月 3日
12	(株)サンリフォーム	代表取締役 坂野 達哉	愛知県稲沢市 天池五反田町 1番地	変更なし	代表取締役 服部 剛之	変更なし	平成29年 5月 18日
13	(株)スイート スタイル	代表取締役 若月 光博	東京都中央区 日本橋小舟町 7番 2号	変更なし	代表取締役 古谷 大輔	変更なし	令和元年 5月 16日
14	(株)グリーン ハウスフーズ	代表取締役 田沼 千秋	東京都新宿区 西新宿三丁目 7番 1号	変更なし	変更なし	東京都新宿区 西新宿三丁目20番 2号	平成26年 2月 24日
15	(株)オッジ・ インターナショナル	代表取締役 安井 武昌	大阪府中央区 備後町三丁目 1番 6号	変更なし	代表取締役 辰己 貴義	変更なし	平成28年 3月 1日

16	(株)タカキュー 一	代表取締役 臼井 一秀	東京都板橋区板橋三丁目 9 番 7 号	変更なし	代表取締役 大森 尚昭	変更なし	平成 28年 5月 19日
17	(株)三城	代表取締役 加賀 純一	東京都中央区銀座一丁目 7 番 7 号	変更なし	代表取締役 澤田 将広	東京都中央区日本橋室町二丁目 41 番 3 号	平成 30年 12月 1日
18	(株)ザ・クロックハウス	代表取締役 花谷 洋二	東京都杉並区西荻北二丁目 28 番 7 号	変更なし	代表取締役 大野 禄太郎	東京都中央区築地四丁目 1 番 1 号	平成 30年 8月 1日
19	(株)スイートガーデン	代表取締役 清水 元	神戸市西区高塚台 5 丁目 4 番地 1	変更なし	代表取締役 富川 俊昭	変更なし	平成 27年 8月 1日
20	(株)日本一	代表取締役 染谷 康雄	千葉県野田市目吹1965 番地	変更なし	代表取締役 染谷 幸雄	変更なし	平成 28年 6月 15日
21	(株)セリア	代表取締役 河合 宏光	岐阜県大垣市外渕二丁目 38 番地	変更なし	代表取締役 河合 映治	変更なし	平成 26年 6月 24日
22	—	—	—	(株)名古屋食糧	代表取締役 則竹 功雄	名古屋市中区栄二丁目 1 番 1 号	令和 元年 9月 17日
23	—	—	—	(株)タカヨシ	代表取締役 高品 政明	千葉市美浜区中瀬一丁目 3 番地	令和 元年 9月 17日
24	—	—	—	(株)プラザクリエイト	代表取締役 大島 康広	東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号	平成 29年 3月 14日
25	—	—	—	(株)たかやま	代表取締役 宇藤 真司	愛知県東海市名和町西前郷18番地の 8	平成 30年 10月 15日
26	—	—	—	(株)アダストリア	代表取締役 福田 三千男	東京都渋谷区渋谷二丁目 21 番 1 号	平成 29年 3月 1日

3 変更の日

(1) 店舗の所在地については、令和 3 年 2 月 26 日

(2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更する理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) No. 1からNo. 9までの小売業者については、退店のため
- (3) No.10からNo.13まで、No.15、No.16及びNo.19からNo.21までの小売業者については、代表者変更のため
- (4) No.14の小売業者については、住所変更のため
- (5) No.17及びNo.18の小売業者については、代表者及び住所変更のため
- (6) No.22からNo.26までの小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 3年 2月26日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 3月16日から令和 3年 7月16日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 7月16日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 3月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名古屋南ショッピングセンター

名古屋市南区豊田四丁目82番地 1 ほか 6筆

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻		閉店時刻	
変更前	変更後	変更前	変更後
午前10時00分（年間30日は午前 9時30分、年間30日は午前 9時00分）	午前 9時00分	午後 9時30分	変更なし

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
建物西側立体駐車場 1階、2階、 3階	午前 9時30分から午後10時00分まで（年間30日は午前 9時00分から午後10時00分まで、年間30日は午前 8時30分から午後10時00分まで）	午前 8時30分から午後10時00分まで
建物東側立体駐車場屋上		
平面駐車場		

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	変更後
午前 6時00分から午後 8時00分まで	午前 6時00分から午後 9時00分まで

3 変更の日

令和 3年 4月 1日

4 変更しようとする理由

営業計画変更のため

5 届出の日

令和 3年 2月26日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
南区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 3月16日から令和 3年 7月16日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 7月16日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和 3年 3月16日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1509号	オシカモ 住設	關 順平	愛知県豊田市鴛鴨町 中高根 110番地 2	令和 3年 2月17日
第1510号	永和住設	河野 剛	名古屋市中川区下之 一色町権野23番地の 1クラリティーガー デン 602号	令和 3年 2月17日
第1511号	株式会社 ニッショ ー	加治佐 健 二	名古屋市北区楠三丁 目 319番地	令和 3年 2月17日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

令和 3年 3月16日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第1236号	ケントロ ン株式会 社	東 浩治	愛知県春日井市知多 町二丁目 101番地	令和 3年 2月 5日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第 1項第 1号の規定により公告する。

令和 3年 3月16日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1509号	オシカモ 住設	關 順平	愛知県豊田市鴛鴨町 中高根 110番地 2	令和 3年 2月17日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 7条第 2項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第 1項第 2号の規定により公告する。

令和 3年 3月16日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第1236号	ケントロ ン株式会 社	東 浩治	愛知県春日井市知多 町二丁目 101番地	令和 3年 2月 5日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 3年 3月18日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

令和 3年 3月22日（月）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 西12C会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第15号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第16号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第17号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第18号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第19号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第20号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について

第21号議案 農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について

第22号議案 土地改良事業参加資格交替申出の承認について

名古屋市農業委員会事務局農政課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 3月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテ千種香流店

名古屋市千種区新西一丁目 201番 ほか12筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
千種新西店舗	MEGAドン・キホーテ千種香流店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
日本アセットマーケティング(株)	代表取締役 越塚 孝之	東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号	変更なし	代表取締役 白濱 満明	変更なし

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
㈱ドン・キホーテ	代表取締役 大原 孝治	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号	変更なし	代表取締役 吉田 直樹	変更なし

3 変更の日

- (1) 店舗の名称については、平成28年 4月29日
- (2) 設置者については、令和 2年 6月26日
- (3) 小売業者については、令和元年 9月25日

4 変更した理由

- (1) 店舗の名称については、名称変更のため
- (2) 設置者及び小売業者については、代表者変更のため

5 届出の日

令和 3年 3月 4日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 3月19日から同年 7月19日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 7月19日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 3月19日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

NP 共同ビル

名古屋市中区栄三丁目2901番 ほか25筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	氏 名 又 は 名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	アイア(株)	代表取締役 萩島 宏	東京都渋谷区渋谷一丁目1番5号	—	—	—	令和2年1月13日
2	オルビス(株)	代表取締役 小林 琢磨	東京都品川区平塚二丁目1番14号	—	—	—	令和元年8月31日
3	チョーギン(株)	代表取締役 小林 一雄	東京都墨田区江東橋一丁目16番2号	—	—	—	令和元年8月4日
4	プリティーグリーンジャパン(株)	代表取締役 金田 宏	東京都港区北青山三丁目13番7号	—	—	—	令和元年9月8日

5	メルヴィー タジャポン (株)	代表取締役 ニコラ イガー	東京都千代 田区平河町 二丁目16番 1号	—	—	—	令和 元年 9月 30日
6	ロクシタン ジャポン(株)	代表取締役 ニコラ イガー	東京都千代 田区平河町 二丁目16番 1号	—	—	—	令和 2年 4月 19日
7	海川商事(株)	代表取締役 海川 直樹	三重県員弁 郡東員町笹 尾東一丁目 30番 8	—	—	—	令和 2年 8月 31日
8	(株)3ミニッ ツ	代表取締役 松田 昌賢	東京都渋谷 区神宮前 2 丁目34番17 号	—	—	—	令和 2年 7月 31日
9	(株)e f f e c t	代表取締役 安田 宗市	名古屋市中 区栄一丁目 14番14号	—	—	—	令和 2年 2月 29日
10	(株)RONI WORLD	代表取締役 岡田 雅登	東京都港区 海岸三丁目 18番 1号	—	—	—	令和 元年 8月 31日
11	(株)SWE E P	代表取締役 宮本 誠一	東京都目黒 区上目黒三 丁目22番24 号	—	—	—	令和 元年 8月 18日
12	(株)アリシア	代表取締役 伊達 環	茨城県水戸 市泉町三丁 目 1番27号	—	—	—	令和 2年 8月 31日
13	(株)アンビデ ックス	代表取締役 吉田 秀人	東京都渋谷 区元代々木 23番 8号	—	—	—	令和 元年 8月 25日
14	(株)イヴスリ ー	代表取締役 宮本 誠一	東京都目黒 区上目黒三 丁目22番24 号	—	—	—	令和 元年 8月 18日
15	(株)イッセイ ミヤケ	代表取締役 永谷 正勝	東京都渋谷 区富ヶ谷一 丁目12番10 号	—	—	—	令和 2年 1月 31日
16	(株)エーアン ドエス	代表取締役 白川 集一	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 2丁目11番 1号	—	—	—	令和 2年 8月 30日

17	(株)オンワード樫山	代表取締役 大澤 道雄	東京都中央区日本橋三丁目10番5号	—	—	—	令和2年2月29日
18	(株)キャン	代表取締役 立花 隆央	岡山市北区幸町2番8号	—	—	—	令和2年8月30日
19	(株)ジャパンイマジンেশョン	代表取締役 木村 達央	東京都新宿区信濃町3番地1	—	—	—	令和2年9月6日
20	(株)ステータス	代表取締役 竹田 希	東京都港区港南四丁目1番10号	—	—	—	令和2年2月29日
21	(株)ストライプインターナショナル	代表取締役 石川 康晴	岡山市北区幸町二丁目8番地	—	—	—	令和2年2月17日
22	(株)せーの	代表取締役 石川 涼	東京都渋谷区猿楽町11番6号	—	—	—	令和2年2月29日
23	(株)ツヅキ	代表取締役 都築 宏一郎	千葉県柏市柏344番地2	—	—	—	令和2年8月29日
24	(株)ピー・エックス	代表取締役 荒木 義也	東京都渋谷区鉢山町13番15号	—	—	—	令和2年8月23日
25	(株)ビームス	代表取締役 設楽 洋	東京都渋谷区神宮前一丁目5番8号	—	—	—	令和2年4月19日
26	(株)ビヨンクール	代表取締役 荒井 正敏	大阪府大阪市中央区心斎橋筋二丁目1番11号	—	—	—	令和2年1月26日
27	(株)フィールグッド	代表取締役 田中 仁	東京都千代田区富士見二丁目10番2号	—	—	—	令和元年6月2日
28	(株)フェニックス	代表取締役 レン・イ	新潟県新潟市豊町2丁目10番8号	—	—	—	令和2年10月31日

29	(株)マークス	代表取締役 高城 和彦	東京都世田 谷区太子堂 一丁目 4番 24号	—	—	—	令和 元年 8月 31日
30	(株)ヤングフ アッション 研究所	代表取締役 加藤 清光	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 三丁目51番 2号	—	—	—	令和 元年 8月 18日
31	(株)リズモン ドエンター プライズ	代表取締役 小澤 賢一	千葉県木更 津 市 中 島 2144番地	—	—	—	令和 3年 1月 17日
32	(株)三越伊勢 丹	代表取締役 杉江 俊彦	東京都新宿 区新宿 3丁 目14番 1号	—	—	—	令和 2年 3月 8日
33	(株)三鈴	代表取締役 池内 清和	東京都品川 区西五反田 七丁目22番 17号	—	—	—	令和 元年 9月 1日
34	(有)C O L O R S	代表取締役 早川 光二	福岡市中央 区大名一丁 目15番30号	—	—	—	令和 2年 8月 30日
35	(有)ウィーブ トシ	代表取締役 田辺 圭二	東京都渋谷 区神宮前一 丁目 8番14 号	—	—	—	令和 2年 8月 28日
36	(有)グローバ ルトーカイ	代表取締役 林 幹根	岐阜県羽島 市小熊町島 5丁目14番 地	—	—	—	令和 2年 8月 30日
37	(有)ムラ・ク リエイティ ブハウス	代表取締役 田村 史	東京都世田 谷区三軒茶 屋一丁目35 番15号	—	—	—	令和 元年 5月 31日
38	—	—	—	A I L E S T O K Y O (株)	代表取締役 遠藤 龍太 郎	東京都渋谷 区渋谷 1丁 目 2番10号	令和 2年 6月 25日
39	—	—	—	R I V E R F I E L D (株)	代表取締役 河野 宗治	宮崎県宮崎 市花ヶ島町 南 赤 江 町 2094番地	令和 2年 10月 130日
40	—	—	—	V F ジャパ ン(株)	代表取締役 彰 子才	東京都港区 赤坂 8丁目 5番34号	令和 2年 12月 1日

41	—	—	—	アニエスベ ージャパン (株)	代表取締役 エチエンヌ ・ブルゴア	東京都渋谷 区神宮前 2 丁目22番16 号	令和 元年 11月 8日
42	—	—	—	キーン・ジ ャパン合同 会社	職務執行者 竹田 尚志	東京都港区 北青山 1丁 目 3番 6号	令和 2年 12月 1日
43	—	—	—	(株) b e y o n d	代表取締役 久保 憲一 郎	北九州市小 倉南区沼南 町三丁目 8 番 12号	令和 2年 8月 1日
44	—	—	—	(株) D O T O N E	代表取締役 藤井 亮	東京都渋谷 区神宮前二 丁目34番17 号	令和 2年 8月 1日
45	—	—	—	(株) F A B R I C T O K Y O	代表取締役 森 雄一郎	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 5丁目23番 13号	令和 元年 9月 12日
46	—	—	—	(株) f a b u l o u s	代表取締役 松永 直也	名古屋市東 区泉二丁目 19番11号	令和 2年 9月 1日
47	—	—	—	(株) F E R N A N D A J A P A N	代表取締役 流合 貴之	横浜市中区 尾上町 2丁 目19番地	令和 2年 11月 1日
48	—	—	—	(株) F R O N T I E R	代表取締役 小野島 剛	長野県長野 市大字南長 野北石堂町 1444番地	令和 3年 1月 1日
49	—	—	—	(株) G O R I ' Z	代表取締役 小松 勇三	札幌市中央 区南一条西 4丁目 1番 地	令和 2年 3月 6日
50	—	—	—	(株) J u e m i	代表取締役 滝口 樹理	東京都港区 北青山 3丁 目 1番 6号	令和 2年 9月 1日
51	—	—	—	(株) L E B E N	代表取締役 江崎 友美	名古屋市東 区泉一丁目 22番26号	令和 3年 1月 1日
52	—	—	—	(株) m . s o e u r	代表取締役 佐藤 正隆	京都市中京 区 舟 屋 町 410番地の 1	令和 2年 9月 5日

53	—	—	—	(株)QRC	代表取締役 由井 具規	神戸市中央 区北長狭通 2丁目31番 69号	令和 2年 9月 1日
54	—	—	—	(株)S u i k o s h a	代表取締役 別所 大作	大阪市中央 区本町 4丁 目 6番 7号	令和 2年 12月 1日
55	—	—	—	(株)YSM	代表取締役 向井 翔太 郎	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 3丁目15番 6号	令和 2年 9月 1日
56	—	—	—	(株)アルビオ ン	代表取締役 小林 章一	東京都中央 区銀座 1丁 目 7番10号	令和 2年 3月 11日
57	—	—	—	(株)スニーズ	代表取締役 土橋 和貴	東京都豊島 区南池袋 1 丁目20番 1 号	令和 2年 10月 31日
58	—	—	—	(株)タイタン ・アート	代表取締役 米原 太一	大阪市西区 新町一丁目 8番11号	令和 元年 8月 24日
59	—	—	—	(株)ノルコー ポレーショ ン	代表取締役 菅 喜嗣	東京都調布 市飛田給 1 丁目 7番 3 号	令和 元年 9月 12日
60	—	—	—	(株)スマート ピット	代表取締役 北河 勝寛	東京都豊島 区東池袋一 丁目35番地 9号	令和 2年 10月 31日
61	—	—	—	(株)スワンキ ス	代表取締役 丸山 聡	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 3丁目20番 10号	令和 2年 9月 1日
62	—	—	—	(株)ディドウ ルディドウ ル	代表取締役 塩谷 優太	東京都西東 京市下保谷 4丁目 1番 4号	令和 2年 12月 1日
63	—	—	—	(株)ブテイツ クア	代表取締役 本多 洋子	東京都渋谷 区神宮前 1 丁目11番 6 号	令和 2年 9月 5日
64	—	—	—	(有)エムアン ドエムシル バー	代表取締役 ミゲールア レオーラ	東京都小金 井市前原町 3丁目40番 20号	令和 2年 3月 1日

65	—	—	—	(有)オービー 商会	代表取締役 中村 義一	名古屋市中 区大須四丁 目10番40号	令和 元年 6月 1日
66	—	—	—	有田 直寛	—	東京都世田 谷区羽根木 1丁目19番 19号	令和 2年 9月 1日
67	—	—	—	植田 拓也	—	福岡市早良 区賀茂一丁 目42番22号	令和 2年 3月 1日
68	—	—	—	鈴木 新	—	愛知県西尾 市富山町天 神前 9番地 3	令和 2年 11月 13日
69	—	—	—	平野 健一 郎	—	福岡市南区 老司 5丁目 42番10号	令和 2年 9月 1日
70	—	—	—	廣瀬 正浩	—	名古屋市中 村区京田町 1丁目19番 地の 1	令和 2年 9月 1日
71	—	—	—	森本 泰葉	—	名古屋市中 東区大針一 丁目55番地	令和 2年 12月 1日
72	(株)イオンフ ォレスト	代表取締役 福本 剛史	東京都中央 区日本橋堀 留町一丁目 9番11号	ザボディシ ョップジャ パン(株)	代表取締役 倉田 浩美	変更なし	令和 2年 10月 1日
73	(株)ジョンマ スターオー ガニックグ ループ	代表取締役 マーク・フ ィリップ・ ワイマン	東京都渋谷 区恵比寿一 丁目18番14 号	変更なし	代表取締役 野田 義宗	東京都目黒 区大橋 1丁 目 6番13号	令和 2年 7月 31日
74	(株)テット・ オム	代表取締役 山本 剛士	東京都品川 区西五反田 7丁目24番 地 5号	変更なし	代表取締役 内野 伸彦	東京都千代 田区平河町 1丁目 6番 8号	令和 2年 9月 5日
75	(株)ナノ・ユ ニバース	代表取締役 濱田 博人	東京都渋谷 区神南一丁 目19番14号	変更なし	代表取締役 前川 正典	東京都渋谷 区神南 1丁 目 6番 3号	令和 2年 5月 16日
76	クラランス (株)	代表取締役 ブルジョワ ・アントワ ン・ピエー ル	東京都港区 六本木六丁 目 8番10号	変更なし	代表取締役 クリストフ ・ドゥ・プ ウス	変更なし	令和 2年 7月 3日

77	(株)アニメイト	代表取締役 阪下 實	東京都豊島区東池袋三丁目 2番 1号	変更なし	代表取締役 高橋 竜	変更なし	令和元年12月1日
78	(株)エクスプローラーズトーキョー	代表取締役 小堀 利幸	神戸市中央区港島中町6丁目 8番地 1	変更なし	代表取締役 尾関 修司	変更なし	令和2年4月1日
79	(株)サマンサタバサジャパンリミテッド	代表取締役 寺田 和正	東京都港区三田一丁目4番 1号	変更なし	代表取締役 藤田 雅章	変更なし	令和元年5月31日
80	(株)ジョイックスコーパーレーション	代表取締役 武内 秀人	東京都千代田区隼町 3番16号	変更なし	代表取締役 塩川 弘晃	変更なし	令和2年3月1日
81	(株)ナイスクラップ	代表取締役 小路 順一	東京都渋谷区神宮前六丁目27番 8号	変更なし	代表取締役 井上 隆太	変更なし	令和元年9月1日
82	(株)バーンデストローズジャパンリミテッド	代表取締役 寺田 和正	東京都港区三田一丁目4番 1号	変更なし	代表取締役 小嶋 裕之	変更なし	令和2年3月1日
83	(株)ハウスオブローゼ	代表取締役 神野 晴年	東京都港区赤坂二丁目21番 7号	変更なし	代表取締役 池田 達彦	変更なし	令和元年10月1日
84	(株)ブルーメイト	代表取締役 吉川 一之	岡山県井原市下出部町一丁目17番地の 1	変更なし	代表取締役 岡本 龍二	変更なし	令和元年9月1日
85	(株)ミニストリー	代表取締役 川辺 嘉信	東京都世田谷区松原五丁目25番20号	変更なし	代表取締役 川辺 綱英	変更なし	令和2年6月30日
86	(株)ヨウジヤマモト	代表取締役 今村 英雄	東京都品川区東品川 2丁目 2番43号	変更なし	代表取締役 大橋 一友	変更なし	令和元年10月1日
87	(株)リブプロラス	代表取締役 清地 泰宏	東京都立川市柴崎町 3丁目 6番29号	変更なし	代表取締役 玉井 俊也	変更なし	令和元年9月1日
88	島村楽器(株)	代表取締役 島村 元紹	東京都江戸川区平井 6丁目37番 3号	変更なし	代表取締役 廣瀬 利明	変更なし	平成30年6月1日

89	(株)Anyt hing Goes One	代表取締役 土松 宏次	名古屋市中 区上前津二 丁目11番 5 号	変更なし	変更なし	名古屋市中 区上前津二 丁目 7番11 号	令和 2年 7月 1日
90	(株)デイトナ ・インター ナショナル	代表取締役 鹿島 研	東京都渋谷 区神宮前三 丁目21番 8 号	変更なし	変更なし	東京都渋谷 区神宮前 3 丁目25番15 号	平成 31年 2月 13日

3 変更の日

2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1からNo.37までの小売業者については、退店のため
- (2) No.38からNo.71までの小売業者については、入店のため
- (3) No.72の小売業者については、名称及び代表者変更のため
- (4) No.73からNo.75までの小売業者については、代表者及び住所変更のため
- (5) No.76からNo.88までの小売業者については、代表者変更のため
- (6) No.89からNo.90までの小売業者については、住所変更のため

5 届出の日

令和 3年 2月26日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 3月19日から同年 7月19日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗

を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3 年 7 月 19 日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を令和 3 年 3 月 19 日懲戒処分に付した。

令和 3 年 3 月 19 日

名古屋市消防長 小 出 豊 明

所属・補職 (階級)	処分の内容	処分理由
消防局・消防官 (消防士長)	戒告	地方公務員法第29条第 1 項 第 1 号及び第 3 号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を令和 3 年 3 月 19 日懲戒処分に付した。

令和 3 年 3 月 19 日

名古屋市消防長 小 出 豊 明

所属・補職 (階級)	処分の内容	処分理由
消防局・消防官 (消防士長)	免職	地方公務員法第29条第 1 項 第 1 号及び第 3 号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を令和 3 年 3 月 19 日懲戒処分に付した。

令和 3 年 3 月 19 日

名古屋市消防長 小 出 豊 明

所属・補職 (階級)	処分の内容	処分理由
消防局・主幹 (消防司令長)	免職	地方公務員法第29条第 1 項 第 1 号及び第 3 号

誤

[illegible]

